

**第8回地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議
文部科学省 説明資料**

国立大学改革の流れ

【第1期中期目標期間】

- ・平成17年 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」

「**国立大学には**、例えば、世界最高水準の研究・教育の実施、計画的な人材養成等への対応、大規模基礎研究や先導的・実験的な教育・研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、**全国的な高等教育の機会均等の確保**等について**政策的に重要な役割を担うことが求められる**」

「地方の高等教育機関は**地域社会の知識・文化の中核**として、また、次代に向けた**地域活性化の拠点**としての役割をも担っている」

【第2期中期目標期間】

- ・平成25年 ミッションの再定義

研究水準、教育成果、産学連携等の**客観的データに基づき各大学の強みや特色、社会的役割を整理・公表**
⇒ 大学のミッションに応じ、地域連携機能の強化等を推進

- ・平成25年 国立大学改革プラン

ミッションを踏まえ、改革を改革加速期間中に実施する大学に対し、**国立大学法人運営費交付金等により重点支援**

【第3期中期目標期間】

- ・平成28年～

国立大学法人運営費交付金において、地域貢献、専門分野、卓越性の**3つの重点支援枠を創設**

- ・平成28年 国立大学法人法一部改正

指定国立大学法人制度を創設。

資産の有効活用を図るための措置。(寄附金等の自己収入の運用範囲を拡大)

- ・平成29年 指定国立大学法人の指定（東北大学・東京大学・京都大学）

- **平成11年4月 閣議決定**

国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る。

- **平成13年6月 文部科学大臣「大学の構造改革の方針」**

国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る。

- **平成14年3月 調査検討会議**

新しい「国立大学法人」像について最終報告。

- **平成14年6月 閣議決定**

国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成16年度を目途に開始する。

- **平成14年11月 閣議決定**

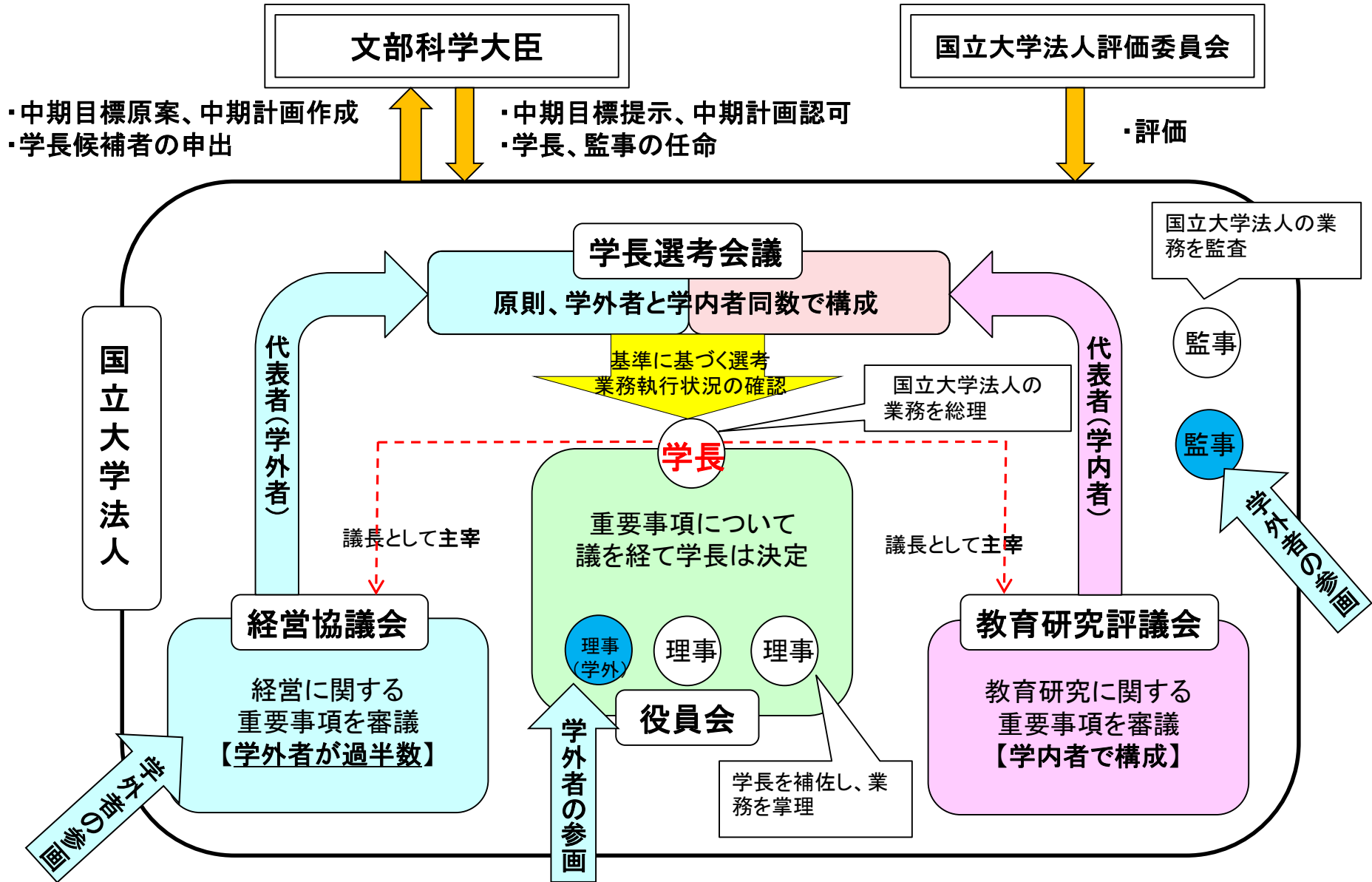
競争的環境の中で世界最高水準の大学を育成するため、「国立大学法人」化などの施策を通して大学の構造改革を進める。

- **平成15年7月 国立大学法人法成立**

- **平成16年4月 国立大学法人化**

- ①大学ごとに法人化し、自律的な運営を確保
- ②「民間的発想」のマネジメント手法を導入
 - ・「役員会」制の導入によりトップマネジメントを実現
 - ・全学的視点から資源を最大限に活用した戦略的な経営
- ③「学外者の参画」による運営システムを制度化
 - ・「学外役員制度」を導入
 - ・役員以外の運営組織にも学外者の参加を制度化
 - ・学外者も参画する「学長選考委員会」が学長を選考
- ④「能力主義」人事を徹底 ⇒ 「非公務員型」へ
 - ・能力・業績に応じた給与システムを各大学の責任で導入
 - ・事務職を含め学長の任命権の下での全学的な人事を実現
- ⑤「第三者評価」の導入による事後チェック方式に移行

国立大学法人におけるガバナンスのあらまし



国立大学法人化以降の流れ

持続的な“競争力”を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ

第3期中期目標期間

(平成28年度～)

機能強化の推進

- ・地域貢献、専門分野、卓越性等3つの重点支援枠
- ・学長裁量経費の導入
- 基盤的経費の確保・資産の有効活用等
- ・平成28年度予算**運営費交付金対前年度同額**
- ・学生への修学支援事業に対する国立大学への**個人寄付への税額控除導入** (平成28年度税制改正)
- ・土地等を第三者に貸し付け (**国立大学法人法改正**)
- ・寄付金等の運用対象の拡大 (**国立大学法人法改正**)

「社会変革のエンジン」として
知の創出機能を最大化

国立大学経営力戦略

未来の産業・社会を支えるフロンティア形成

- ✓ 指定国立大学法人制度を創設し、文部科学大臣が指定する国立大学法人については、世界最高水準の教育研究活動が展開されるよう、高い次元の目標設定に基づき大学を運営 (**国立大学法人法改正**)
- ✓ 世界最高水準の教育力と研究力を備え、人材交流・共同研究のハブとなる**卓越大学院 (仮称) を形成**
- ✓ 優れた若手研究者が安定したポストにつきながら、独立した自由な研究環境の下で活躍できるようにするため、**「卓越研究員」制度を創設**

《国立大学を取り巻く環境の変化》

- ・グローバル化
- ・少子高齢化の進展
- ・新興国の台頭などによる競争激化

第2期中期目標期間

(平成22～27年度)

法人化の長所を生かした改革を本格化

改革加速期間

- ・グローバル化、
- ・イノベーション創出、
- ・人事・給与システムの弾力化 など

国立大学改革プラン (平成25年11月)

自主的・自律的な改善・発展を促す仕組みの構築
強み・特色の重点化
グローバル化
イノベーション創出
人材養成機能の強化

大学改革実行プラン

(平成24年6月)
社会の変革のエンジンとなる大学づくり
・大学の機能再構築
・大学ガバナンスの充実・強化

ミッションの再定義

《国立大学法人化の意義》

- ・自律的・自主的な環境の下での国立大学活性化
- ・優れた教育や特色ある研究に向けてより積極的な取組を推進
- ・より個性豊かな魅力ある国立大学を実現

第1期中期目標期間

(平成16～21年度)

新たな法人制度の「始動期」

国立大学法人
スタート

国立大学法人運営費交付金改革による国立大学改革の促進

第3期中期目標期間における国立大学改革

- 各大学の強み・特色を発揮し、機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、国立大学法人運営費交付金のなかに「**3つの重点支援の枠組み**」を創設

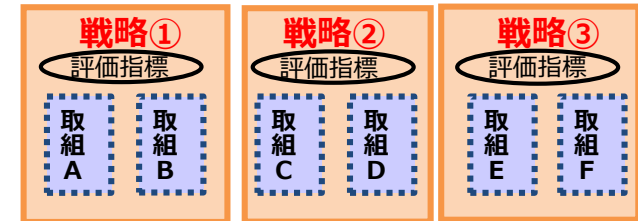
重点支援① 地域のニーズに応える人材育成・研究を推進（55大学）

重点支援② 分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進（15大学）

重点支援③ 世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進（16大学）

- 機能強化を実現するための「**ビジョン**」、「**戦略**」及びその達成状況を把握するための「**評価指標（KPI）**」を各大学が主体的に作成
- 全86国立大学が策定した**298の「戦略」**において、**2,000項目以上の評価指標（KPI）**が設定され、**PDCAサイクルの確立に向けて努力**
- 「**戦略**」の構想内容や進捗状況、**評価指標（KPI）**等を対象に、毎年度、外部有識者からの意見を踏まえて文部科学省において**評価を行い、運営費交付金予算の重点支援に反映**

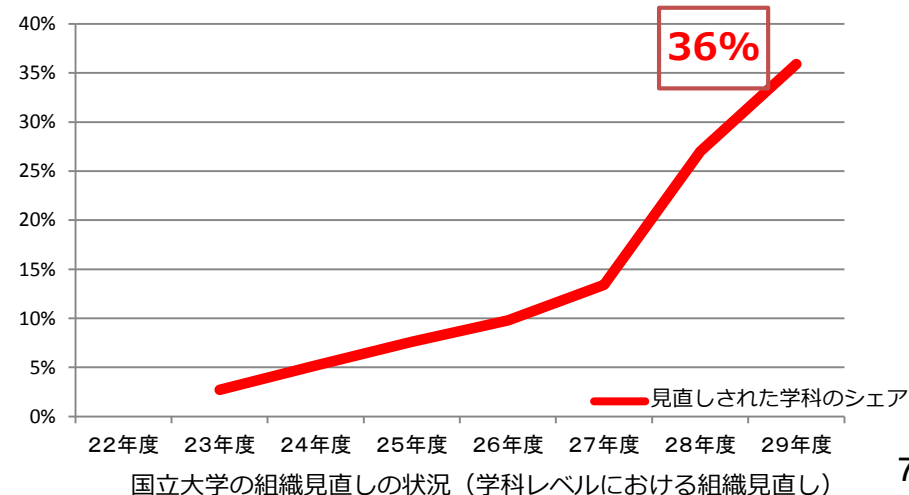
第3期中期目標期間を通じたビジョン



各国立大学が**地域や産業界のニーズを踏まえ**、自らの強み・特色を発揮した教育研究を行うための**組織再編が一層加速**

地域や産業界のニーズを踏まえ、平成23年度以降で全体の約4割の学部(学科)が改組改編

平成22～29年度に廃止・転換された学科



国立大学法人運営費交付金における3つの重点支援枠について

【重点支援①】

主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援

北海道教育大学
室蘭工業大学
小樽商科大学
帯広畜産大学
旭川医科大学
北見工業大学
弘前大学
岩手大学
宮城教育大学
秋田大学
山形大学
福島大学
茨城大学
宇都宮大学
群馬大学
埼玉大学
横浜国立大学
新潟大学
長岡技術科学大学
上越教育大学
富山大学
福井大学
山梨大学
信州大学
岐阜大学
静岡大学
浜松医科大学
愛知教育大学

名古屋工業大学
豊橋技術科学大学
三重大学
滋賀大学
滋賀医科大学
京都教育大学
京都工芸繊維大学
大阪教育大学
兵庫教育大学
奈良教育大学
和歌山大学
鳥取大学
島根大学
山口大学
徳島大学
鳴門教育大学
香川大学
愛媛大学
高知大学
福岡教育大学
佐賀大学
長崎大学
熊本大学
大分大学
宮崎大学
鹿児島大学
琉球大学

55大学

【重点支援②】

主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で地域というより世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援

筑波技術大学
東京医科歯科大学
東京外国語大学
東京学芸大学
東京芸術大学
東京海洋大学
お茶の水女子大学
電気通信大学
奈良女子大学
九州工業大学
鹿屋体育大学
政策研究大学院大学
総合研究大学院大学
北陸先端科学技術大学院大学
奈良先端科学技術大学院大学

15大学

【重点支援③】

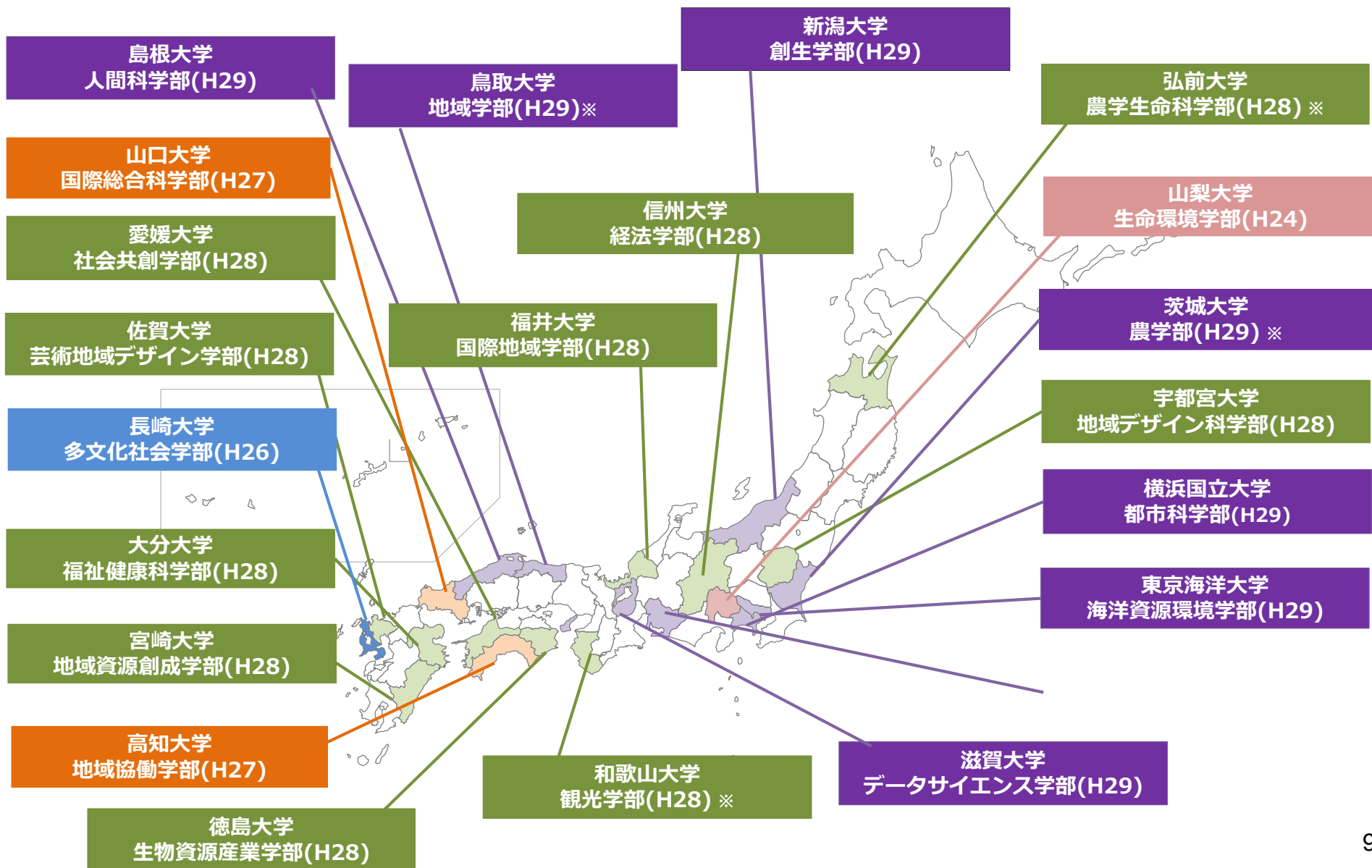
主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中核とする国立大学を支援

北海道大学
東北大学
筑波大学
千葉大学
東京大学
東京農工大学
東京工業大学
一橋大学
金沢大学
名古屋大学
京都大学
大阪大学
神戸大学
岡山大学
広島大学
九州大学

16大学

地域のニーズに合わせて変わる国立大学

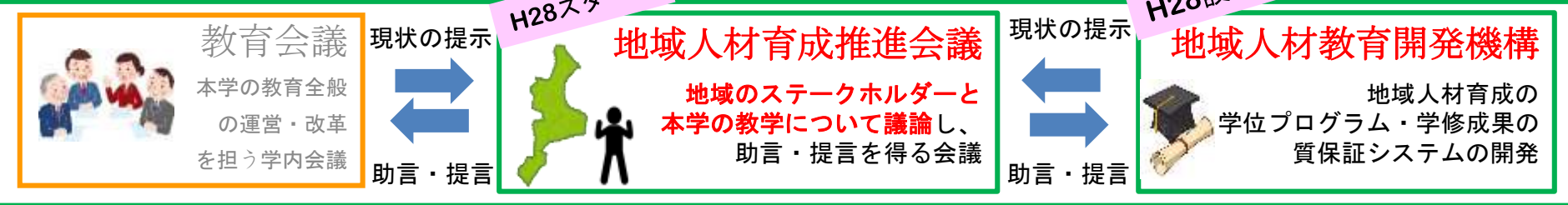
◆国立大学における特色ある学部等設置の状況（主なもの）



地方で活躍する人材の育成に係る取組例

三重大学

地域人材育成と若者を地域に止め置く機能の強化



研究成果を地域に還元する機能と地域の様々な主体となるハブ機能の強化

- 「**地域づくりの総合シタック**」として機能を有する「**三重大学地域戦略センター**」を平成23年に設置
- 県と三重大学が一体となって「**三重県・三重大学 みえ防災・減災センター**」を創設
- 南北に長い三重県の地理的特徴を踏まえ、**4つの地域サテライトを創設**
- 今後、**三重県内全ての自治体（29市町）との協定締結及び取組の実施**を目指す

【三重大学地域戦略センターにおける取組例】

- 地域活性化プランスタートアップ促進事業を**三重県農林水産部からの委託を受け、実施**

(実施例)

JA鳥羽志摩特別栽培米コシヒカリ部会 (H27)	津市河芸町にぎやか畑 (H27)
<ul style="list-style-type: none"> ● 贈答・お試し用パッケージの作成 ● 部会員参加型の顔の見えるイベントの開催 (販売イベント企画) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 商品づくりと販路に関する勉強会開催 ● ロゴデザインの作成 ● 調理機器購入 ● 事業収支・営業・経理形態の検討 ● 営業と商品化の検討会開催
<p>産地専用ラベルシート</p> <p>高羽マルシェでの販売</p>	<p>産地した商品</p> <p>日産1000個</p>



伊賀サテライト設置に伴う連携協力結成式



伊賀連携フィールドでの公開市民講座



高知大学における教育・地域貢献(地域協働学部の設置(平成27年度設置))

養成する人材像

地域活性化の担い手として、分野や領域の壁を越えて人や組織の「協働」を創出し、**地域産業の振興を推進できる人材**を育成

特色

- 1年次から**地域現場での活動**を徹底 (600時間実習)
- 学年末に**到達度を評価**する仕組みを導入 (学年進級評価)
- **グループワーク型教育**の充実 (専門科目の60%以上)
- 地域活性化への貢献



地域連携強化に関する特色ある取組

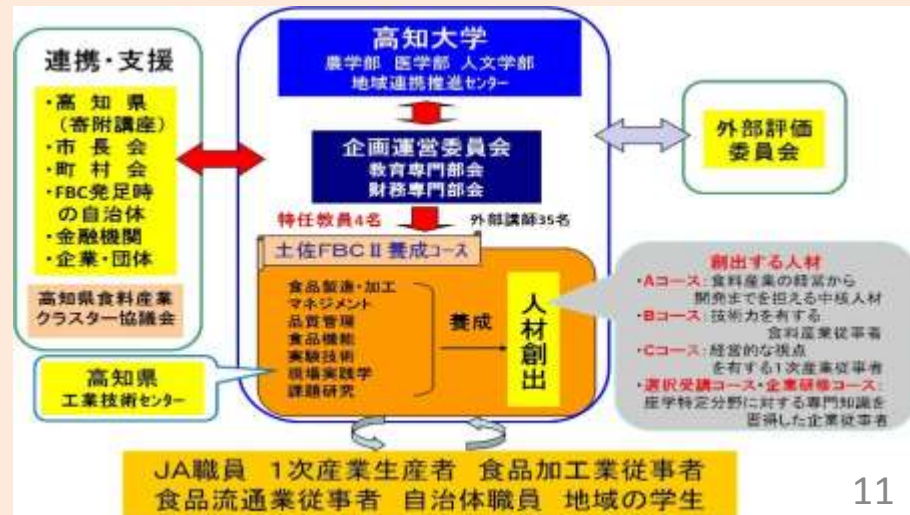
高知大学インサイド・コミュニティ・システム (KICS)

県内4カ所のサテライトオフィスに教員が常駐し、地域のニーズと大学のシーズを効果的にマッチングする体制を構築。



土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業

高知県の食料産業の中核を担う専門人材を育成



世界水準の教育研究活動を推進する改革構想

世界水準の教育研究活動の飛躍的充実

北海道大学

北海道大学の強みを集約した総長直下の教育研究組織に海外から一線級教育研究ユニットを誘致し、先端的国際共同研究により生み出される実績をもとに、新学院「医理工学院」及び「国際感染症学院」を設置

東北大学

東北大学の強みであるスピントロニクス分野にシカゴ大学やミュンヘン工科大学等から世界トップクラスの研究者を招へいし、国際共同大学院を構築

筑波大学

国際的通用性のある教育システム(学位プログラム制・日本版チューニング・企業や外国の大学との学位プログラムの実施)を構築し、大学のグローバル化を推進

東京大学

東京大学のグローバル化を飛躍的に加速するため、世界から人材の集う「知の拠点」国際高等研究所を形成し、カリフォルニア大学バークレイ校等から世界レベルの研究者を招へい。最先端国際共同研究の成果を教育へ転用

東京芸術大学

ロンドン芸術大学、パリ国立高等音楽院等から世界一線級のアーティストユニットを誘致し、「芸術研究院」を設置。海外大学との国際共同カリキュラム構築等を通じて国際水準の芸術系人材育成を推進し、国際的芸術系教育研究拠点としての機能を強化

東京外国語大学

日本研究・日本語教育に関する実績を踏まえ、新たに「国際日本学研究院」を設置。コロンビア大学、ロンドン大学等から世界トップレベルの研究者を招へいし、国際的な日本研究を深化し、日本の発信力、国際的なプレゼンス向上に寄与

名古屋大学

四半世紀にわたるアジア法整備支援の蓄積を踏まえ、アジア各国の大学の協力を得て、法学等のアジアキャンパスを設置。各国の専門家・政府高官に博士号を授与する環境を整備

京都大学

工・理・医薬系の各分野トップレベルの研究者をハーバード大学やオックスフォード大学等から招へいし、国際連携スーパーグローバルコース(仮称)を構築。大学院生への研究指導を通じて世界と競う人材を育成

大阪大学

認知脳システム学や光量子科学等について、カリフォルニア工科大学やフランス国立科学研究センターから世界トップクラスの研究者を招へいし、国際的研究者が集う拠点を形成

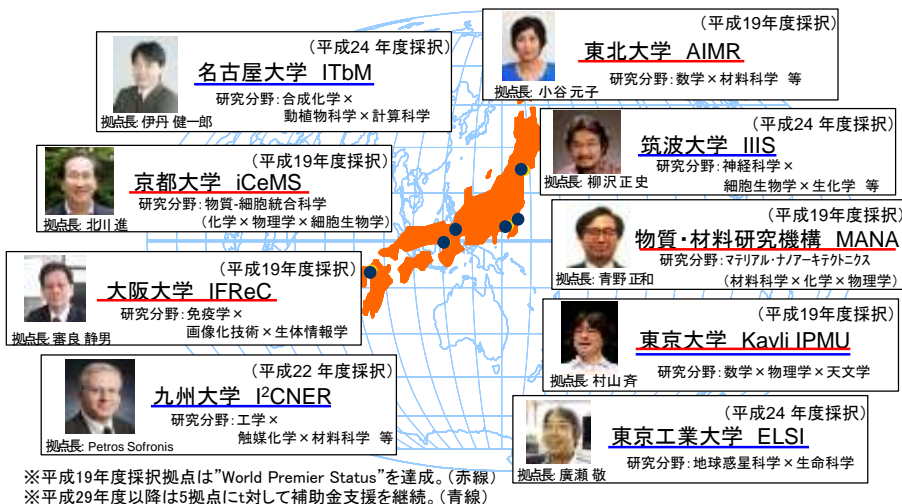
九州大学

国際コースの拡充や新規採用教員の5年間英語講義提供の必須化などの展開を見据えつつ、欧米の大学(リーズ大学等)との連携による「国際教養学部(仮称)」を設置

優れた研究成果の輩出と社会への還元

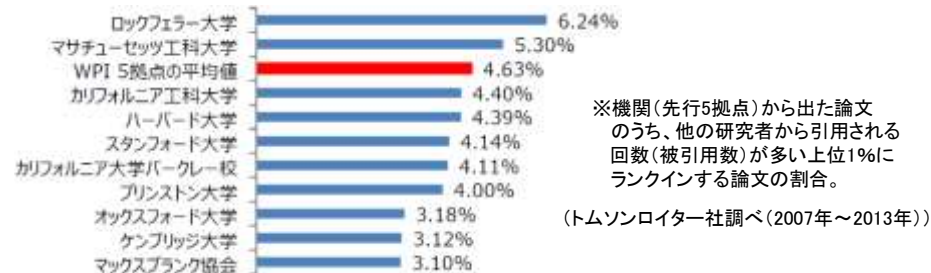
- 21世紀における日本人の自然科学系ノーベル賞受賞者数は世界第2位。
- “国際頭脳循環のハブ”となる研究拠点の構築等により国立大学の研究水準を向上させつつ、成果を社会に還元。

■ 世界トップレベルの研究拠点構築 (WP I)



- ・ 世界のトップ機関と同等以上の卓越した研究成果。
- ・ 平均で研究者の40%以上が外国人。
- ・ 世界最高水準の基礎研究の集積と国際的な研究ネットワークを構築。
- ・ 民間企業や財団等から大型の寄付金・支援金を獲得。
 例: 大阪大学IFReCと製薬企業の包括連携契約 (100億円/10年)

(参考) 質の高い論文の輩出割合※



■ 我が国における産学連携の進展状況

■ 産学連携共同研究促進の取組事例 (東京大学)



「組織」対「組織」の大型連携

大学と企業が同じテーブルに着いて「目指す社会」を議論し、投資ターゲットを設定して新成長分野を創出

- 卒業生も含めたパートナー企業の人材が、大学との産学協創案件で活躍することによる人材の再活性化(人材ネットワークの結節点としての機能)
- 社会ビジョンの創生や新成長分野の開拓に向けて、文理を超えた広い学知を総動員

<先行事例>

- 日立東大ラボ (2016年4月設置)
- NEC・東京大学フューチャーAI研究・教育戦略パートナーシップ (2016年1月締結)

ベンチャーマインドを持った若手人材の育成

起業家マインドを持った若い人材を育て、知識ベースの新産業で先行する企業やベンチャーの成長に貢献

<東京大学先ベンチャー>

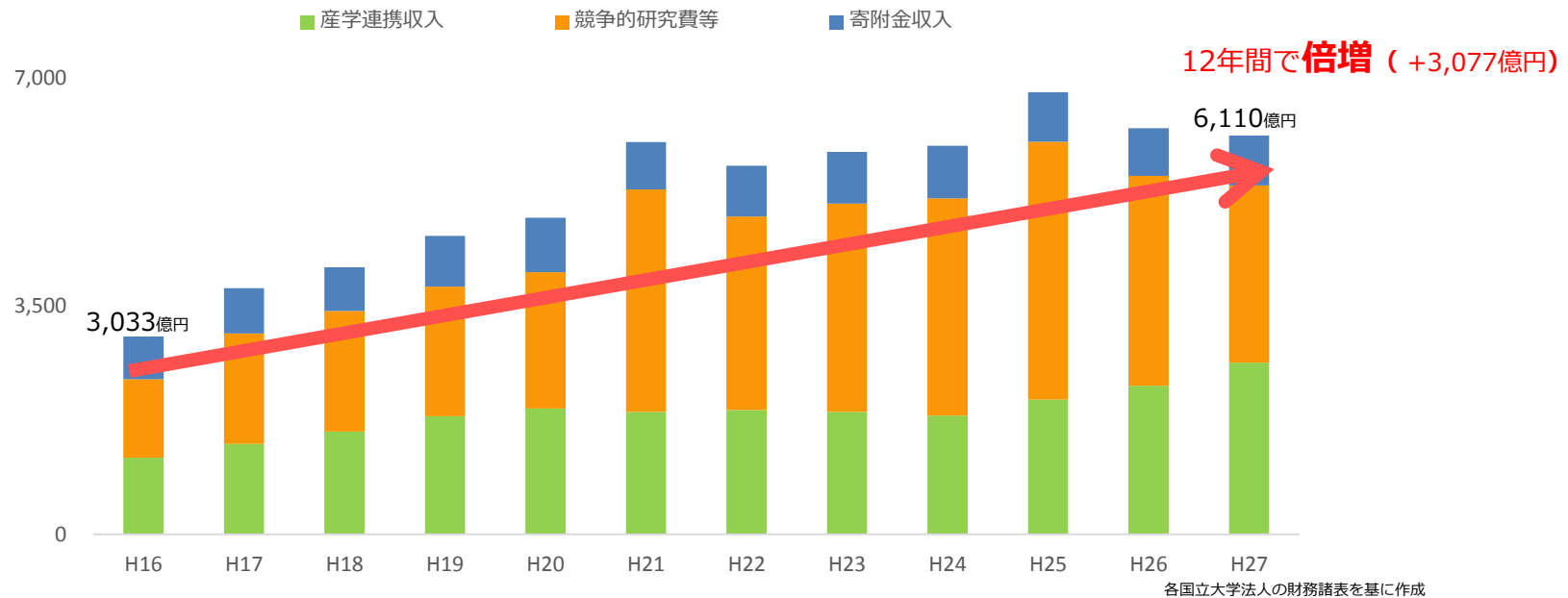
- 東京大学創設ベンチャー企業数 約200社
- 特許出願件数 1億~1.3億件
- 出資者 40社以上
- 創業者員数 100人以上

<先行事例>

[創薬部門]
ペプチドリーム株式会社
 2013年6月 株式会社東薬証券取引所マザーズ市場に上場
 2015年1月 日本経済団体連合会に入会
 2015年12月 東京証券取引所市場第一部に市場変更

[AI・IoT部門]
株式会社 Preferred Networks
 2015年6月 アイテック株式会社と事業提携
 2019年12月 トヨタ自動車株式会社から10億円の出資引受

●国立大学法人の外部資金獲得の拡大



国立大学法人が確かなコスト意識と戦略的な資源配分を前提とした
経営的視点で大学運営を一層行えるよう、法改正等で環境を整備

経営力の強化を支える財源の多元化のための措置

○平成28年5月法律改正

国立大学法人等が有する資産の有効活用を図るための規制緩和を措置

- ・ 保有する土地等の第三者への貸付けの範囲を拡大し、大学の業務に関わらない用途としても貸付け可能に
- ・ 寄附金等を運用できる金融商品の範囲を拡大し、一定の元本保証のない金融商品の運用を可能に

○平成28年度税制改正

修学支援のための寄附への税額控除の導入

海外からも懸念される日本の大学の状況

英科学雑誌「ネイチャー」(平成29年3月23日付発行)

WHAT PRICE WILL SCIENCE PAY FOR AUSTERITY?

Japan's stagnated research output corresponds with a deteriorating situation for young Researchers

(「緊縮財政により科学研究はどのような代償を払うことになるか」
~日本の研究力の停滞と若手研究者の待遇の悪化との連関~)

☑ 全体の収録論文数のうち **日本からの論文数**が占める割合は **7.4%から4.7%に低下**

☑ その原因として、国立大学が **人件費に充てる運営費交付金が減らされ、若手研究者が任期無しの職を得る機会も少ない**ことなどがあげられると分析

「日本全国の大学において、**任期無しポストを減らし、任期付きポストへの切り替えが進められており、若手研究者は不安定な将来に直面している。**」

「日本の科学技術予算は2001年以降、基本的に**横ばい**が続いている。一方、**ドイツ、韓国や中国**といった国々は、科学技術予算を**著しく増加**させている。」

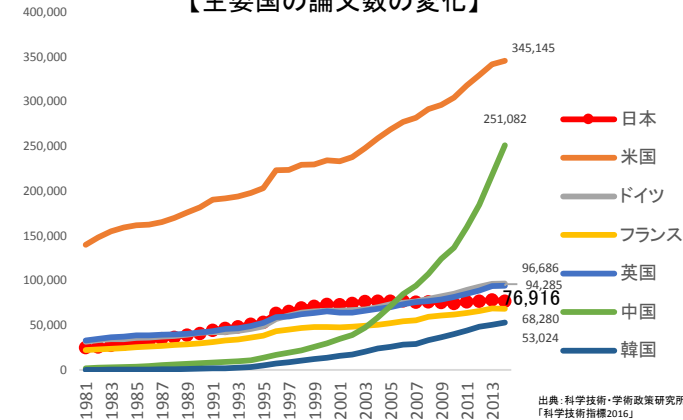
「2000年代初頭から、日本政府は教職員の給料のための大学予算を削り始めた。ここには、**2004年から2014年にかけて、毎年約1%削減**をされた**国立大学法人運営費交付金**も含まれている。」

「研究者は、**学生が研究職としてのキャリアを断念しつつある現状**を危惧している。」

「日本の科学研究は転換点にあり、**次の10年で成果を出さなければ科学研究でトップの国という地位を失いかねない。**」

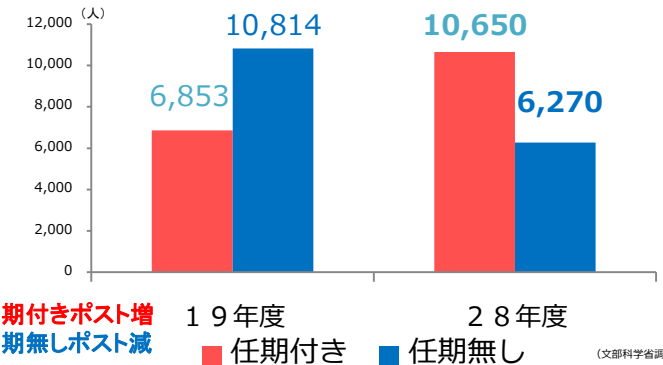
■ 諸外国に比べ、日本の論文生産は伸び悩み

【主要国の論文数の変化】

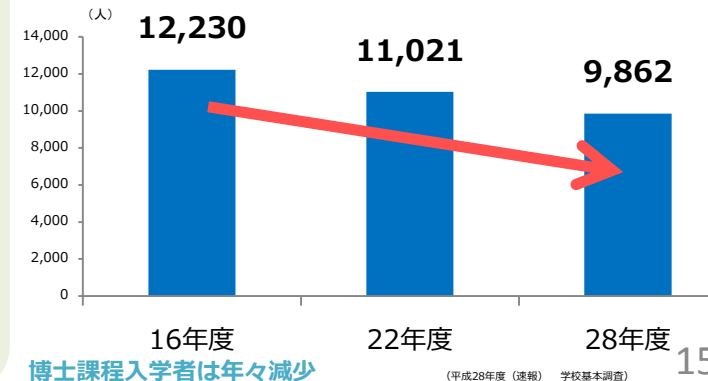


■ 若手教員の安定的なポストは減少し、博士課程入学者も減少

【国立大学における若手教員の雇用状況の変化】



【博士課程入学者数の推移】



国立大学法人法の一部を改正する法律の概要

趣旨

我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が指定する国立大学法人については、世界最高水準の教育研究活動が展開されるよう、高い次元の目標設定に基づき、大学運営を行うこととする。また、国立大学法人等の財政基盤の強化を図るための措置を講ずる。

概要

1. 指定国立大学法人制度の創設

(1) 文部科学大臣による指定

文部科学大臣は、申請のあった国立大学法人のうち、教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、国立大学法人評価委員会の意見を聴いて、「指定国立大学法人」として指定することができることとする。

(2) 指定国立大学法人に係る中期目標に関する特例

文部科学大臣は、指定国立大学法人の中期目標を策定・変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえなければならないこととする。

(3) 国立大学法人評価委員会への外国人委員の任命

国立大学法人評価委員会の委員に、大学の運営に関する高い識見を有する外国人を委員に任命できることとする。

(4) 指定国立大学法人に関するその他の特例

- ① 研究成果の活用促進のための出資対象範囲の拡大
- ② 役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮

2. 国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置

(1) その対価を教育研究水準の一層の向上に充てるため、教育研究活動に支障のない範囲に限り、文部科学大臣の認可を受けて、土地等を第三者に貸し付けることができることとする。

(2) 文部科学大臣の認定を受けた国立大学法人等に関しては、公的資金に当たらない寄附金等の自己収入の運用対象範囲を、一定の範囲で、より収益性の高い金融商品に拡大。

施行期日

平成29年4月1日（ただし、1. (3)については平成28年10月1日）

指定国立大学法人制度について

1. 制度の趣旨

国立大学法人法の一部を改正する法律（平成28年法律第38号）により、我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を指定国立大学法人として指定することができることとともに、指定国立大学法人に関し、その研究成果を活用する事業者への出資、中期目標に関する特例について定めることとした。

2. 指定国立大学法人とは

- (1) 指定に当たっては、優秀な人材を引きつけ、研究力の強化を図り、社会からの評価と支援を得るという好循環を実現する戦略性と実効性を持った取組を提示でき、かつ自らが定める期間の中で、確実な実行を行いうる法人に限り指定する。指定国立大学法人に申請する法人は、現在の人的・物的リソースの分析と、今後想定される経済的・社会的環境の変化を踏まえ、大学の将来構想とその構想を実現するための道筋及び必要な期間を明確化することが求められる。また、指定された法人には、社会や経済の発展に与えた影響と取組の具体的成果を積極的に発信し、国立大学改革の推進役としての役割を果たすことが期待される。
- (2) 指定国立大学法人に申請する法人には、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していくことを求める。このため、「研究力」、「社会との連携」、「国際協働」の3つの領域において、既に国内最高水準に位置していることを確認することとし、それぞれの領域において要件を満たしていることを申請の要件として公募。

3. 審査スケジュール

指定国立大学法人を指定するための審査は、外国人有識者を含む外部有識者からなる委員会（国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会指定国立大学法人部会）による書面審査、ヒアリング審査及び現地視察によって行い、文部科学大臣は国立大学法人評価委員会の意見を聴いて指定を行う。

平成28年1月30日	公募開始
平成29年3月31日	各法人からの申請〆切（7法人から申請受付）
5月29日～	指定国立大学法人部会における指定についての審査（ヒアリング審査及び現地視察）
6月30日	指定国立大学法人の指定

4. 指定について

- 以下の3法人を指定。
 - ・国立大学法人東北大学
 - ・国立大学法人東京大学
 - ・国立大学法人京都大学
- 以下の4法人については、構想の見直しを含め改善意見や指摘があったことから、「指定候補」として位置づけ、法人側の条件が整った段階で、平成29年度末を目途に再審査することとする。
 - ・国立大学法人東京工業大学
 - ・国立大学法人一橋大学
 - ・国立大学法人名古屋大学
 - ・国立大学法人大阪大学

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律について(概要)

趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

概 要

1. 学校教育法の改正

＜副学長の職務について＞第92条第4項関係

- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

＜教授会の役割について＞第93条関係

- ・教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- ・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする

2. 国立大学法人法の改正

＜学長選考の基準・結果等の公表について＞第12条関係

- ・学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- ・国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

＜経営協議会＞第20条第3項、第27条第3項関係

- ・国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

＜教育研究評議会＞第21条第3項関係

- ・国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

＜その他＞附則関係

- ・新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

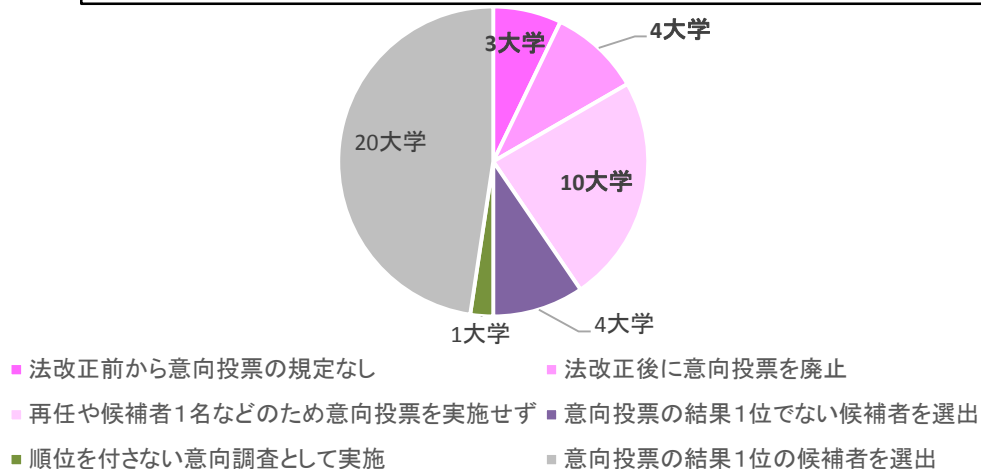
施行期日

平成27年4月1日

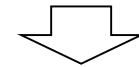
国立大学における学長選考等の状況

- 平成27年4月、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律により、学長選考について、学長選考会議は学長選考の基準を定めることとともに、国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならない旨規定。
- 法改正後の国立大学における学長選考(42大学)において、①法改正前から意向投票を規定していない大学は3大学、②意向投票を廃止した大学が4大学、③再任や候補者が1名であるなどの理由により意向投票を実施しなかった大学が10大学、④意向投票の結果が1位でない候補者を選んだ大学が4大学、⑤順位を付さない「意向調査」として実施した大学が1大学となっている。
- また、意向投票の結果1位の候補者を選出した20大学においても、意向投票の結果はあくまで学長選考会議の参考として位置づけられている。

法改正後の国立大学の学長選考の状況(平成29年5月時点)



なお、国立大学で学部長の選考に当たり、選考会議等の議のみにより決定していたのは平成25年(法改正前)時点で約1%



学長が選考又は指名し、任命する大学が平成28年時点で約9%に増加

我が国の高等教育に関する将来構想について(諮問)(平成29年3月6日)【概要】

1. 高等教育の将来構想を検討する必要性

社会経済の大きな変化

- ・「**第4次産業革命**」は既存の産業構造、就業構造、さらには人々の生活を一変させる可能性
- ・本格的な人口減少社会の到来により、高等教育機関への主たる進学者である**18歳人口も大きく減少**
(2005年:約137万人 → 2016年:約119万人 → 2030年:約100万人 → 2040年:約80万人)

高等教育機関の果たすべき役割

- ・今後、一人一人の実りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展、人類社会の調和ある発展のためには、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たす必要
- ・その際、新たな知識・技能を習得するだけでなく、**学んだ知識・技能を実践・応用する力**、さらには**自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成することが特に重要**
- ・**自主的・自律的に考え、また、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し、社会に新たな価値を創造し、より豊かな社会を形成することのできる人を育てていくことが必要**



高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるよう、これまでの政策の成果と課題について検証するとともに、高等教育を取り巻く状況の変化も踏まえて、**これからの時代の高等教育の将来構想について総合的な検討を行う**

2. 主な検討事項

①各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取り組むべき方策

第8期中央教育審議会大学分科会における「論点整理」を踏まえ、以下のような事項を中心に検討

- ・教育課程や教育方法の改善
- ・学修に関する評価の厳格化
- ・社会人学生の受入れ
- ・他機関と連携した教育の高度化

②変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方

- ・「学位プログラム」の位置付け、学生と教員の比率の改善などについて、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含め総合的、抜本的に検討
- ・学位等の国際的な通用性の確保、外国人留学生の受入れ・日本人学生の海外留学の促進、効果的な運営のための高等教育機関間の連携

③今後の高等教育全体の規模も視野に入れた、地域における質の高い高等教育機会の確保の在り方

- ・今後の高等教育全体の規模も視野に入れつつ、地域における質の高い高等教育機会を確保するための抜本的な構造改革について検討(例えば、高等教育機関間、高等教育機関と地方自治体・産業界との連携の強化など)
- ・分野別・産業別の人材育成の需要の状況を十分に考慮するとともに、国公立の役割分担の在り方や設置者の枠を超えた連携・統合等の可能性なども念頭に検討

④高等教育の改革を支える支援方策

- ・①～③を踏まえた、教育研究を支える基盤的経費、競争的資金の充実、その配分の在り方の検討
- ・学生への経済的支援の充実など教育費負担の在り方の検討

今後のガバナンス改革の推進方策に向けた検討課題

今後の人口減少や経済社会の変化、就業構造の変化の中で、教育分野の中でも特にイノベーション創出と人材育成の中核たる高等教育の将来ビジョンをスピード感を持って策定していくことが急務

自らの強み・特色を生かした教育研究活動の実施のために必要な経営の在り方を踏まえたガバナンスの在り方が重要に

今後検討すべきポイント

平成28年3月以降

学長を監督する機関の必要性
(理事会の在り方及び必要性)

学長を含めた大学執行部に
人材を得るための方策

教員の大学運営への
参画の在り方

国立大学のガバナンス改革の強化に向けて(提言)

(平成29年5月23日 国立大学協会)

《経緯と概要》

- ※国立大学協会においては、平成27年4月の学校教育法・国立大学法人法の改正を受けて、各大学のガバナンス改革の取組の情報を共有するとともに、諸課題を抽出して解決の方向性を検討することとし、平成28年5月にWG(座長:大西 隆 豊橋技術科学大学長)を設置した。
- ※WGでは、各大学のガバナンス改革の取組に関する調査及び有識者との意見交換を含めて検討を行い、平成29年5月に提言をとりまとめた。
- ※提言項目は次の通り。
 - ①学長のリーダーシップ、②学長選考等・任期及び将来の経営人材の育成、③経営協議会、④教育研究評議会、⑤監事、⑥社会に対する説明責任

検討事項1 学長のリーダーシップ

《各大学の取組の現状》

①学長を支える補佐体制

- ・理事・副学長・学長補佐などによる執行部体制の強化
- ・学長戦略室などの学長直下の企画立案組織の設置(78大学)
- ・学長の判断による全学的視点からの部局長の任命

多くの大学で部局から候補者を推薦させているが、ほとんどの場合、複数の候補者の推薦を求め、学長や役員会の面談を経て選考される。

15大学では、学長が独自に意見聴取等を行って選考している。

- ・IR室等の設置による学内外の情報の集約と活用(39大学)

②戦略的な資源配分

- ・人事・予算・組織再編等についての学長裁量枠の設定による戦略的な資源配分
- ・既存部局からの定員等の再配分による新しい学部等の設置

教員の採用枠については、全学の教員人事委員会を設置して、学長裁量枠を活用した重点配置を行っている。44大学では具体的な選考・採用についても全学委員会の議を経ることとしている。

予算については、学長裁量経費を確保・活用するとともに、多くの大学で、当初予算額の一定割合を留保して、各部局の執行内容を評価の上再配分するなどのメリハリある配分を実施している。

検討事項1 学長のリーダーシップ

《提言》

- ①学長が明確な大学の将来ビジョンを示し、学内外に積極的な情報発信を行い、意思疎通を図って、学内外からの理解と支持を得ること。
- ②学長が大学運営と大学経営の双方に責任を有することから、理事、副学長などの学長補佐体制の充実・強化を図る中で適切な役割分担を推進すること。
- ③学部長、部局長等について、全学的視点に立って執行部と部局をつなぐ適任者が選考・任命される手続等を整備すること。
- ④人事、予算、組織再編等における戦略的な資源配分の仕組みを一層充実すること。

検討事項2 学長選考等・任期及び将来の経営人材の育成

《各大学の取組の現状》

①学長の選考等

- ・全大学で、学長選考は、学長選考会議が「求めるべき学長像」を明示し、その責任において行っている。
- ・意向投票を実施する場合も、最終的責任は学長選考会議にあることを明確にしている。

11大学では意向投票を実施していない。

意向投票を実施する場合も、その名称を「意向聴取」などとして、学内の意向を調査・確認する手続きであることを明確にしている。

また、所信表明、ヒアリング、公開討論など、候補者の大学運営に関する考え方を確認し、構成員に周知する仕組みを併せて整備している。

②学長の任期

- ・在任期間の上限は6年が多いが、若干の長期化を図る意見が多い。

任期は4年が53大学、6年が18大学などとなっているが、再任を含めると在任期間の上限は6年が66大学、6年超が17大学となっている。

③学長を含む将来の経営人材の養成

- ・学長補佐、副理事、副学長、理事等への登用を通じ、早い段階で経営に参画させることにより、将来の経営人材育成を行っているが、組織的な育成を課題と考える大学も多い。

現在の学長86名のうち、64名が理事又は副学長の経験を有している。

検討事項2 学長選考等・任期及び将来の経営人材の育成

《提言》

- ①学長選考会議においては、学内外も含めて幅広く適切な学長候補者の確保に努めること。
- ②学長選考会議が十分な情報に基づき責任を持って学長候補者を選考することができるよう、所信表明等の手続の充実、意向投票を実施する場合の位置付けの明確化及び構成員に対する大学の当面する課題や候補者の所信等の周知と大学経営への参画意識の醸成、選考会議の学外委員に対する大学の現状等についての丁寧な説明等に努めること。
- ③学長の業績評価については、これから本格化する具体的な評価に備え、学長選考会議が策定した求める学長像に照らし、適切な評価が行われるようにすること。
- ④学長の任期については、学長選考会議において、中期目標期間との連動も意識しつつ、学長が自らのビジョンの実現のために実効的な取組ができるよう適切な期間を設定すること。
- ⑤将来の経営人材の育成については、各大学において長期的視点に立って若い人材に大学経営への参画の機会を与えるよう工夫するとともに、国立大学全体として学長を含む大学経営人材の育成のための研修プログラムなどのシステム構築を検討すること。

検討事項3 経営協議会

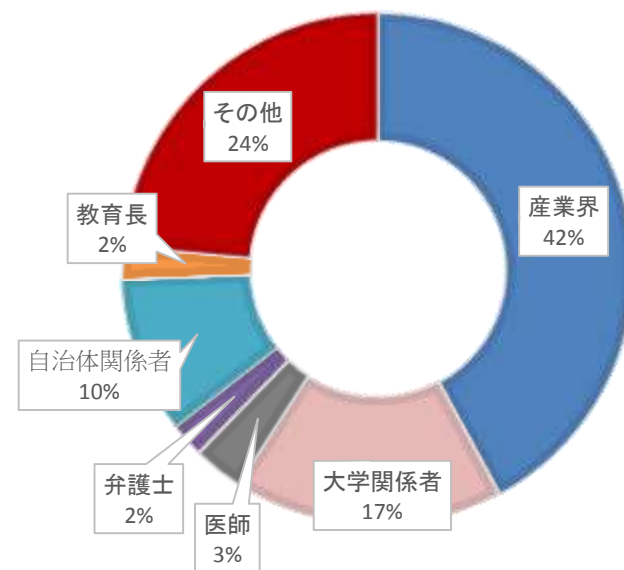
《各大学の取組の現状》

- ・経営協議会の学外委員には、産業界、大学、自治体など各方面の有識者が選任されている。
委員総数は15～19名が31大学で最も多い。
- ・会議運営において、限られた時間で効果的な議論を行うための工夫がされているが、学外委員の大学の現状についての十分な理解を得ること、議論の実質化などが課題とされている。

《提言》

- ①議題や論点の整理を行い、適切な会議開催回数にすることにより、会議における意見交換の時間を確保すること。
- ②学外委員に対しては、適切な関係を構築する取組を行うほか、大学の現状等を十分に理解していただくため、自大学の強み（研究等）や研究者についての情報はもとより、不祥事などのネガティブな事案についても丁寧かつ詳細に説明すること。

経営協議会学外委員 構成比



検討事項4 教育研究評議会

《各大学の取組の現状》

- ・教育研究評議会については、実質的な議論を行うため、前段階の部局長会議等との審議項目の調整や資料の事前配布等の工夫が行われている。

委員総数は20～29名が32大学で最も多いが、5大学では50名以上となっている。

- ・一方、管理運営面の議題が多く教育研究の向上に関する議論が十分でない、部局の立場を優先した発言が多い、他の会議との議題の重複があるなどの課題も指摘されている。

《提言》

- 大学全体の教育研究等の質的向上を目指した建設的で実質的な意見交換を行うという趣旨を委員全員に徹底するとともに、部局長会議や経営協議会など他の会議との議題整理、会議開催回数や委員構成の適正化を検討すること。

検討事項5 監事

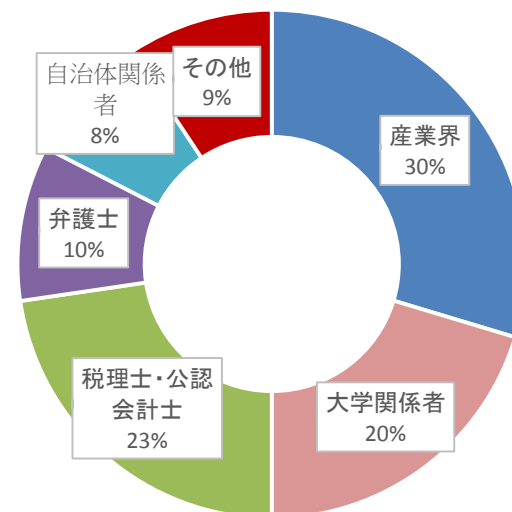
《各大学の取組の現状》

- ・監事は、常勤2名が1大学、常勤・非常勤各1名が48大学、非常勤2名が37大学となっている。
- ・監事には、産業界、大学関係者、税理士・公認会計士、弁護士などが選任されている。
- ・監事と学長・執行部との意見交換については、役員懇談会や監事監査報告を通じて行っている。
- ・監事の常勤化や支援職員の高度化の必要性は認識されているが、財政面の課題がある。また、監事監査の範囲や内部監査との役割分担等の明確化が課題とされている。

《提言》

- ①各大学において、監事の機能や業務が拡大していることや財政状況も踏まえつつ、監事の常勤化や監事補佐体制の強化について検討すること。
- ②監事は国立大学法人の業務を監査することを踏まえ、各大学において、教育、研究、社会貢献に関する監事監査の在り方について監事と連携・協議して検討するとともに、監事監査と内部監査の目的、適切な役割分担等について検討すること。
- ③監事としての研鑽や監事同士の連携を強化することが必要であり、文部科学省や監事協議会を中心とした監事研修の充実に支援・協力すること

監事 構成比



検討事項6 社会に対する説明責任

《各大学の取組の現状》

- ・各大学において、社会に対する説明責任を果たすための取組や広報活動には、近年特に力を入れているが、卒業生や地元企業からの理解を深めるための同窓会・校友会の活動、地方自治体・企業との連携の組織化・実質化が重要課題とされている。

《提言》

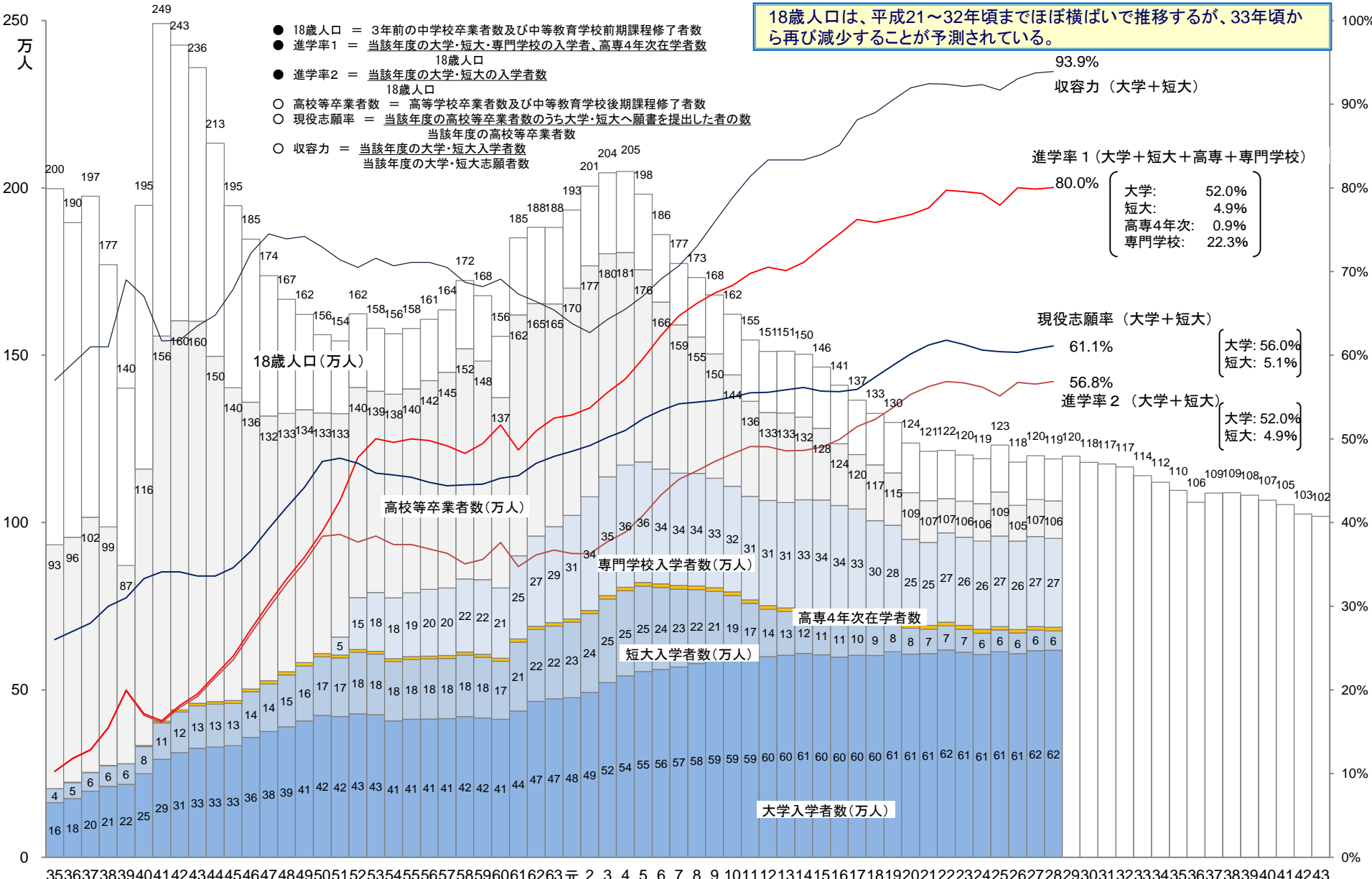
- ①大学構成員全体が広報意識を持つとともに、広報戦略を定め、将来ビジョンや財政状況等を含めて、学外に対して積極的なアピールをして理解を深めるよう努めること。
- ②特に、国立大学が多額の公的財政支援を受けていることを踏まえた納税者に対する説明、寄附金を原資とした活動状況や資金の使用状況など寄附者に対する説明、外部資金による研究活動や間接経費の用途など産業界に対する説明に留意するなど、社会への説明責任をより積極的に果たすこと。

參考資料

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

18歳人口は、平成21～32年頃までほぼ横ばいで推移するが、33年頃から再び減少することが予測されている。

- 18歳人口 = 3年前の中学校卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者数
- 進学率1 = 当該年度の大学・短大・専門学校への入学者、高専4年次在学者数
- 進学率2 = 当該年度の大学・短大の入学者数
- 高校等卒業生数 = 高等学校卒業生数及び中等教育学校後期課程修了者数
- 現役志願率 = 当該年度の高校等卒業生数のうち大学・短大へ願書を提出した者の数
- 収容力 = 当該年度の大学・短大入学者数



進学率1 (大学+短大+高専+専門学校)

大学:	52.0%
短大:	4.9%
高専4年次:	0.9%
専門学校:	22.3%

現役志願率 (大学+短大)

大学:	56.0%
短大:	5.1%

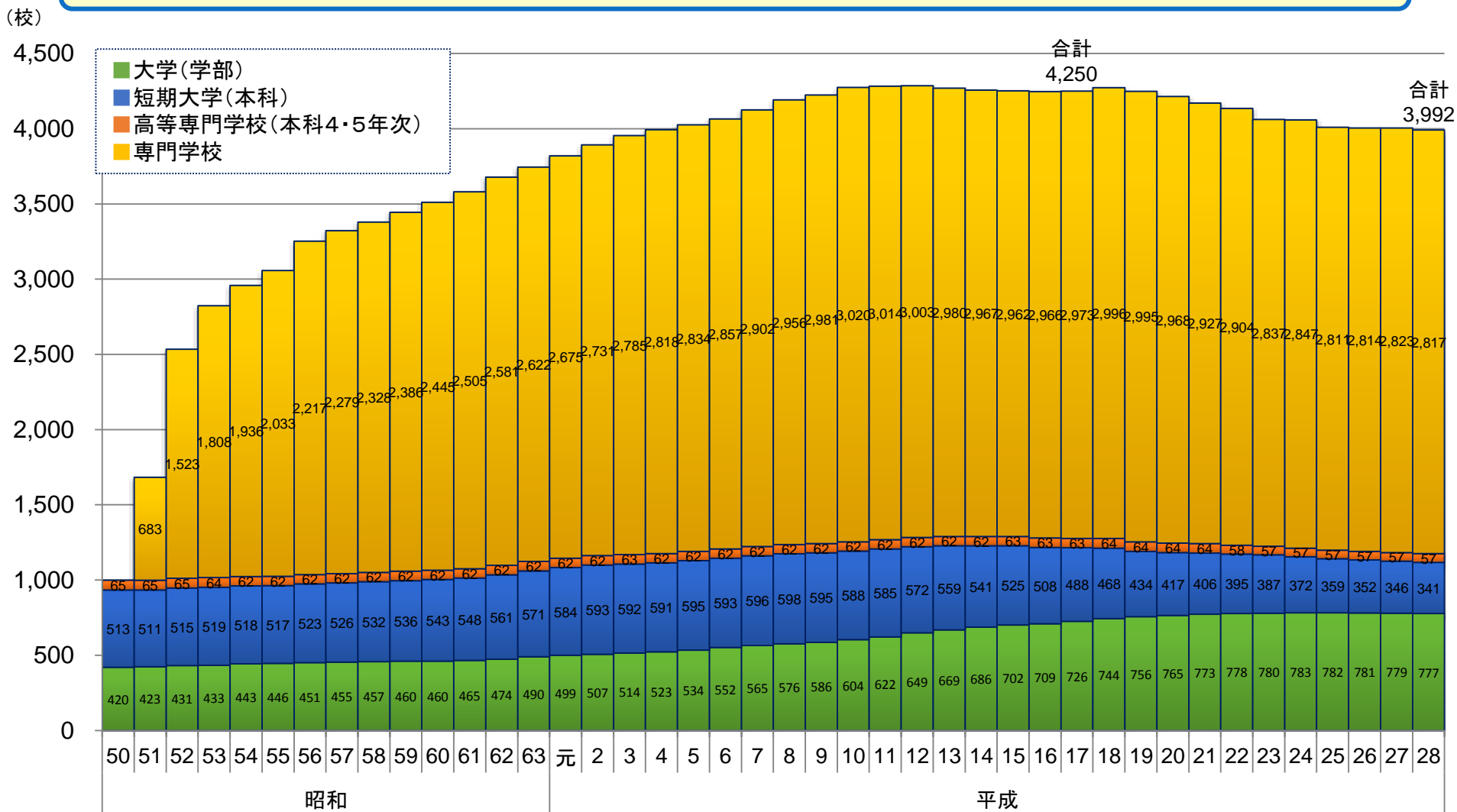
進学率2 (大学+短大)

大学:	52.0%
短大:	4.9%

出典: 文部科学省「学校基本統計」、平成41年～43年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成
 ※進学率、現役志願率については、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

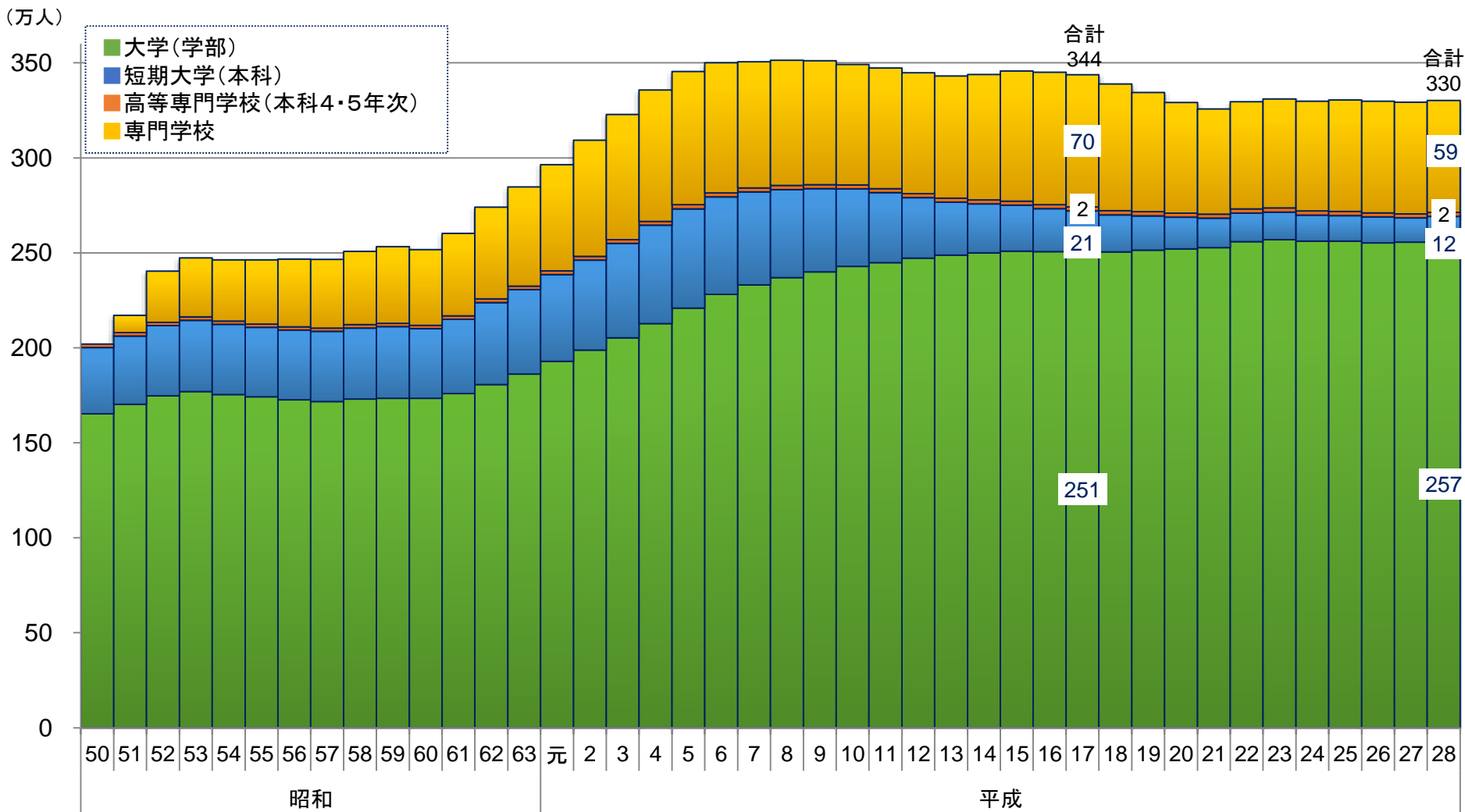
各高等教育機関の学校数の推移

平成17年(2005年)と比較して我が国の高等教育機関の総数は減少している。この間、大学の数は、短期大学からの転換等もあり、726校から777校へと増加している。



各高等教育機関の在学者数の推移

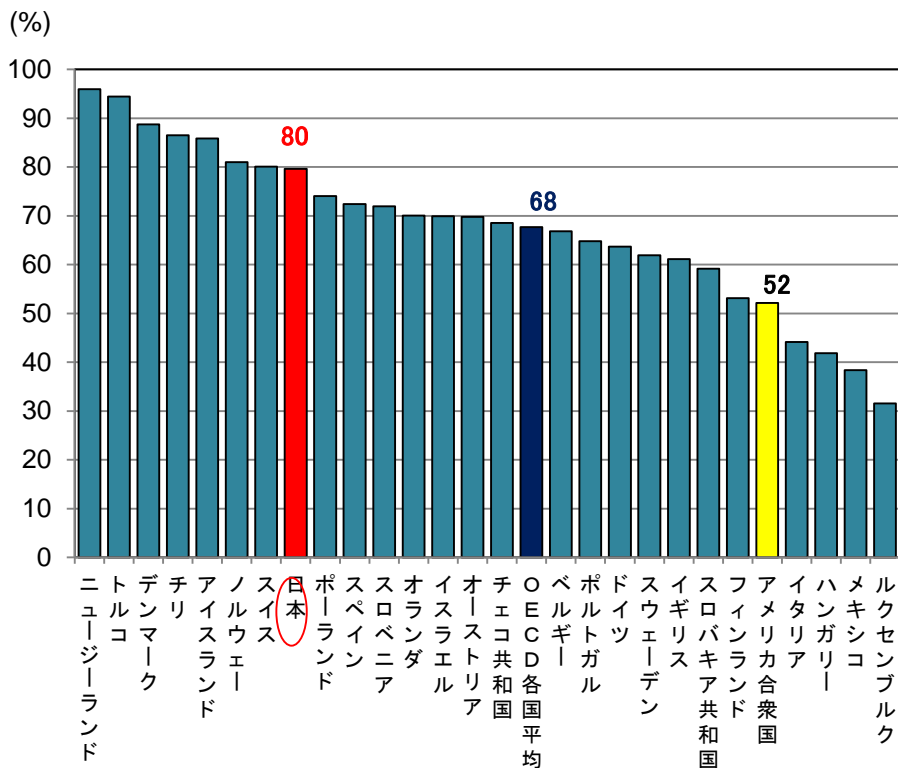
平成17年(2005年)と比較して我が国の高等教育機関の在学者数の総数は減少している。大学(学部)の学生数は251万人から257万人へ増加している。



高等教育段階への進学率(2014年)

我が国の大学学士課程への進学率は49%であり、OECD平均の59%と比べると低いですが、専門学校等を含めた高等教育機関全体への進学率は80%であり、OECD平均68%を上回っている。

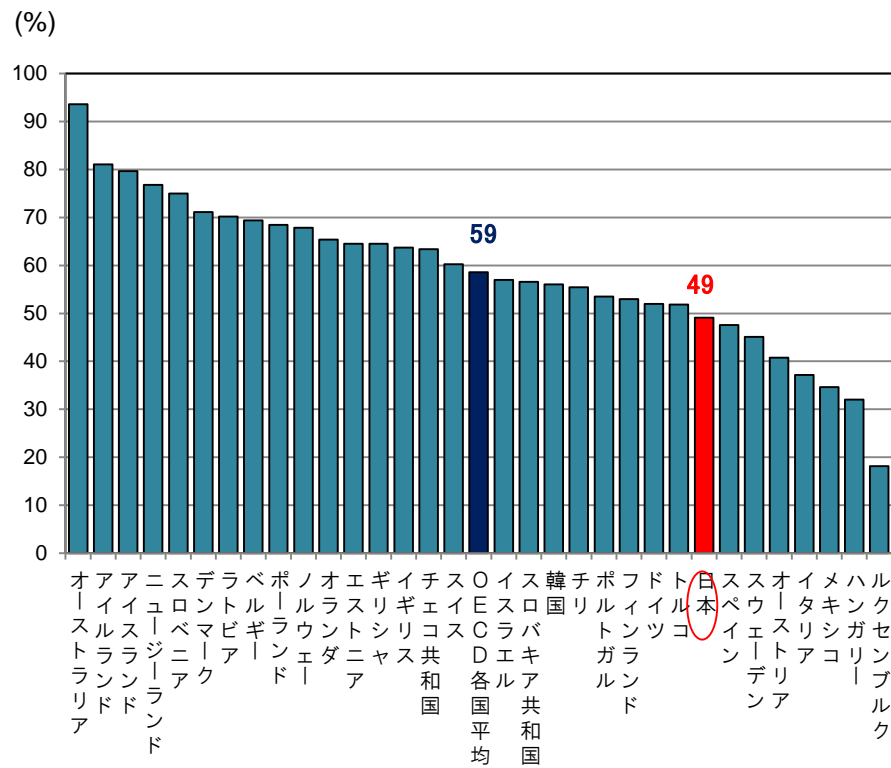
高等教育段階全体



注: オーストラリア、カナダ、フランス、韓国等については、数値データが提出されていない。

* データ提出は27か国

学士課程



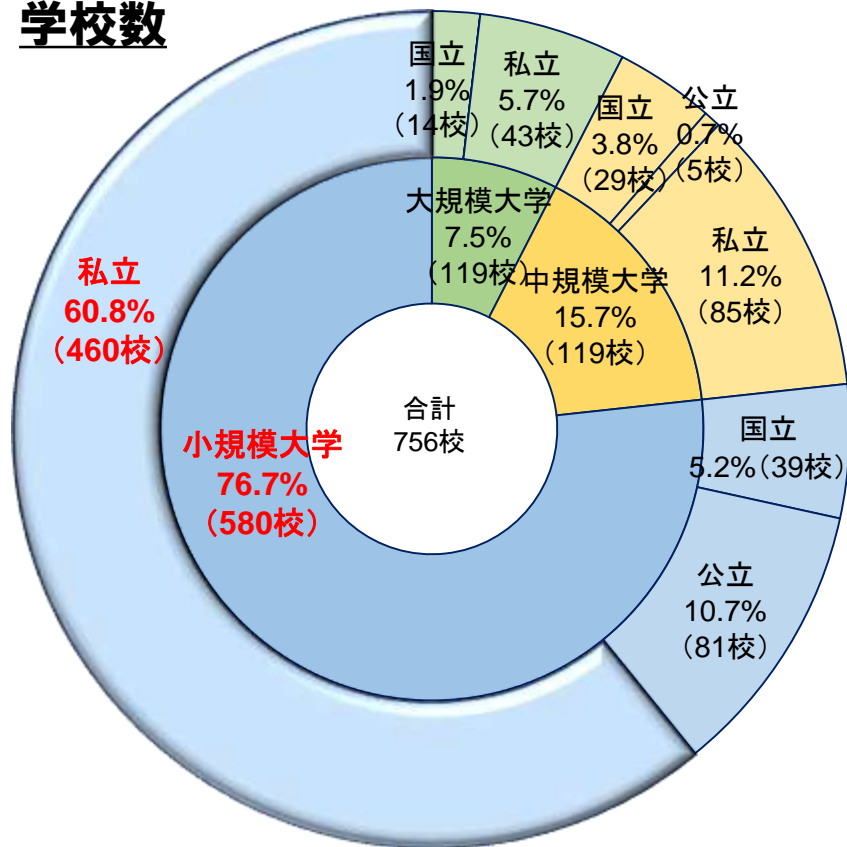
注: カナダ、フランス、アメリカ合衆国については、数値データが提出されていない。

* データ提出は32か国

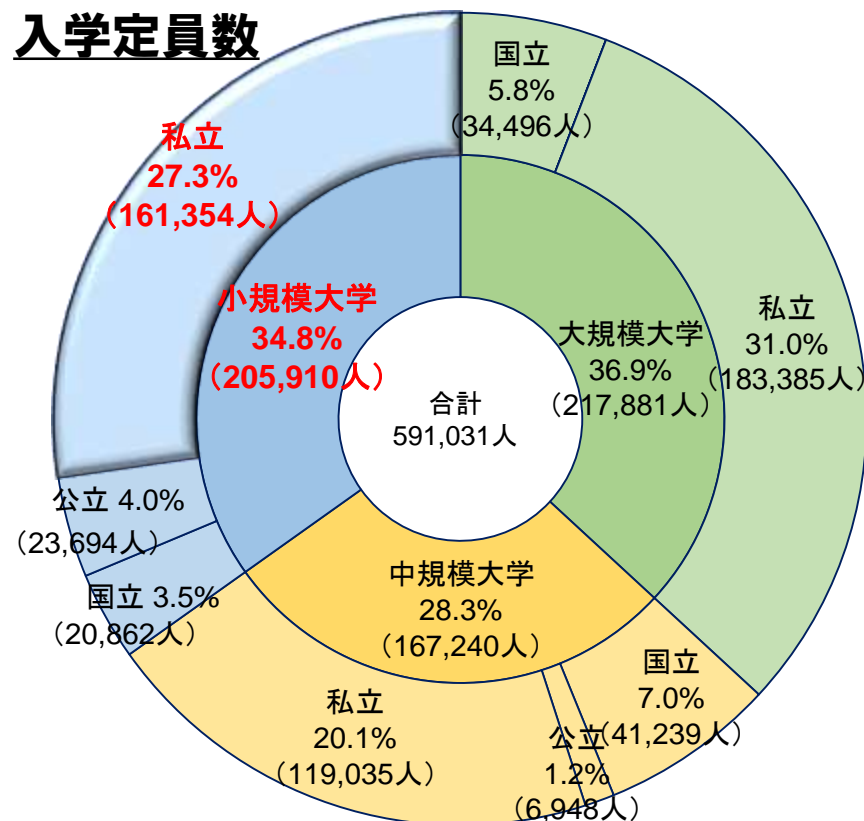
規模別学校数及び入学定員数の割合(平成27年度)

- 小規模大学の学校数は全体の76.7%を占めており、このうち私立が大半を占めている。
- 小規模大学の入学定員数は全体の34.8%を占めており、このうち私立が大半を占めている。

学校数



入学定員数



■ 大規模大学
 ■ 中規模大学
 ■ 小規模大学

※大規模大学: 入学定員が2000人以上の大学、中規模大学: 入学定員が1000人~1999人の大学、小規模大学: 入学定員が999人以下の大学

※小数点第二位を四捨五入しているためグラフの合計値が一致しない場合がある。

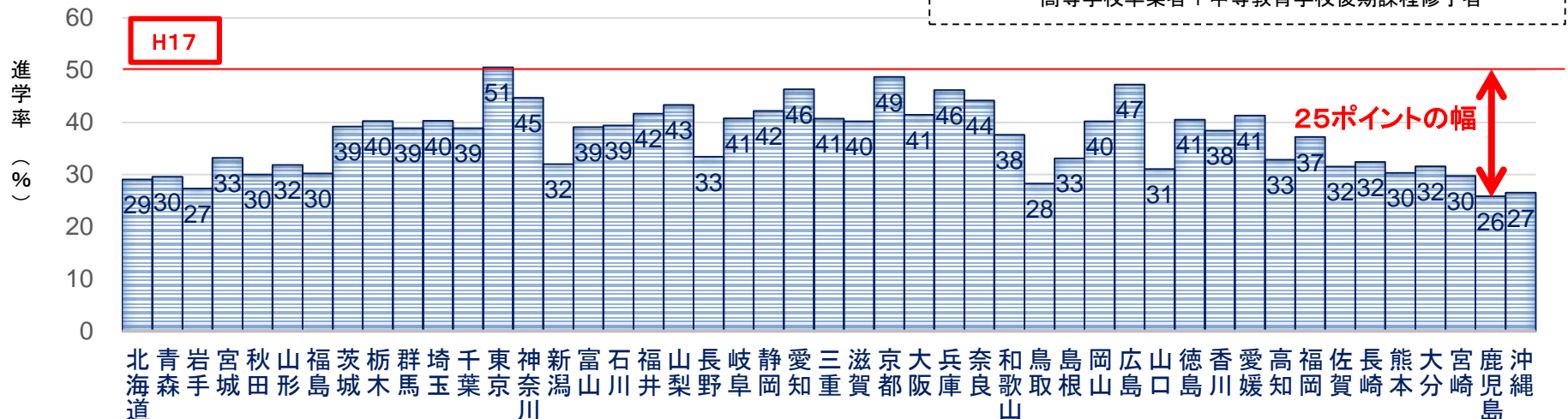
【出典】文部科学省調べ

大学進学率の地域間格差

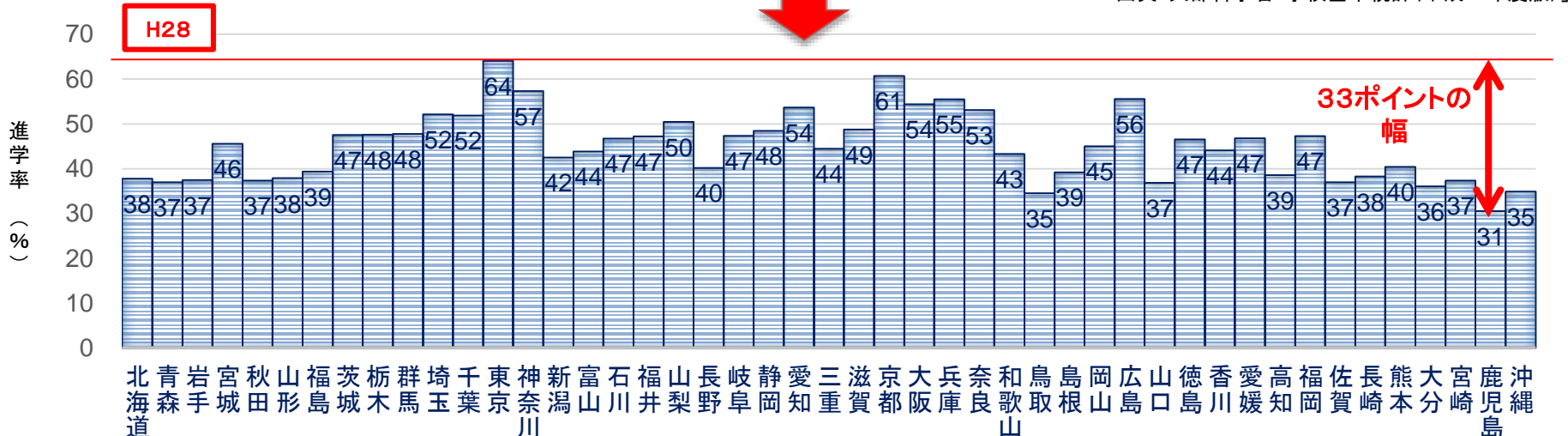
○都道府県別の大学進学率の格差(最も高い県の進学率と最も低い県の進学率の差)は、平成17年と比較して約8ポイント拡大している(25ポイント→33ポイント)。

○都道府県別高校新卒者の大学進学率

(計算式) $\frac{\text{直ちに大学(学部)に進学した者}}{\text{高等学校卒業者} + \text{中等教育学校後期課程修了者}}$



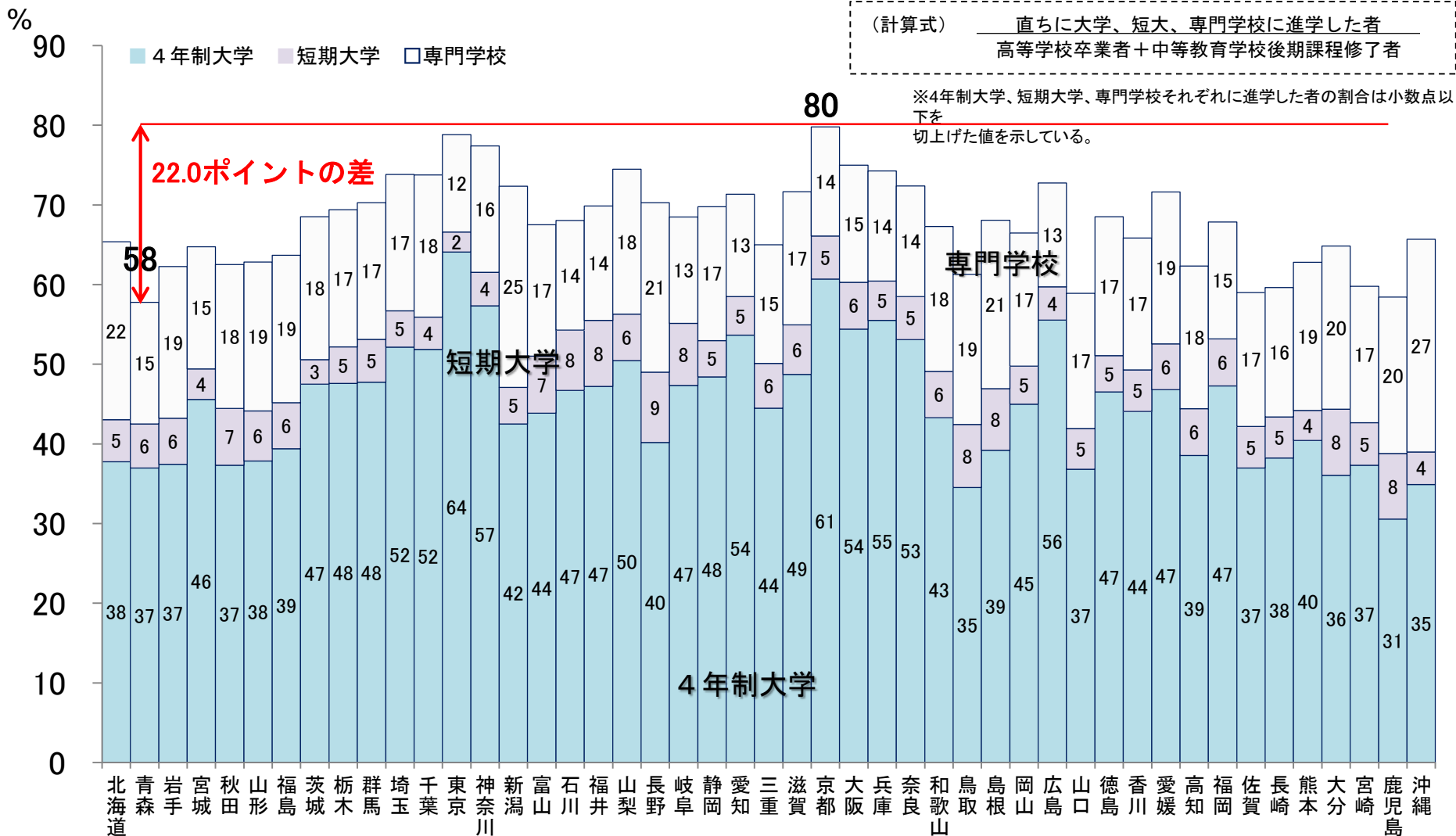
出典: 文部科学省「学校基本統計(平成17年度版)」



出典: 文部科学省「学校基本統計(平成28年度版)」

都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学、専門学校への進学率(平成28年度)

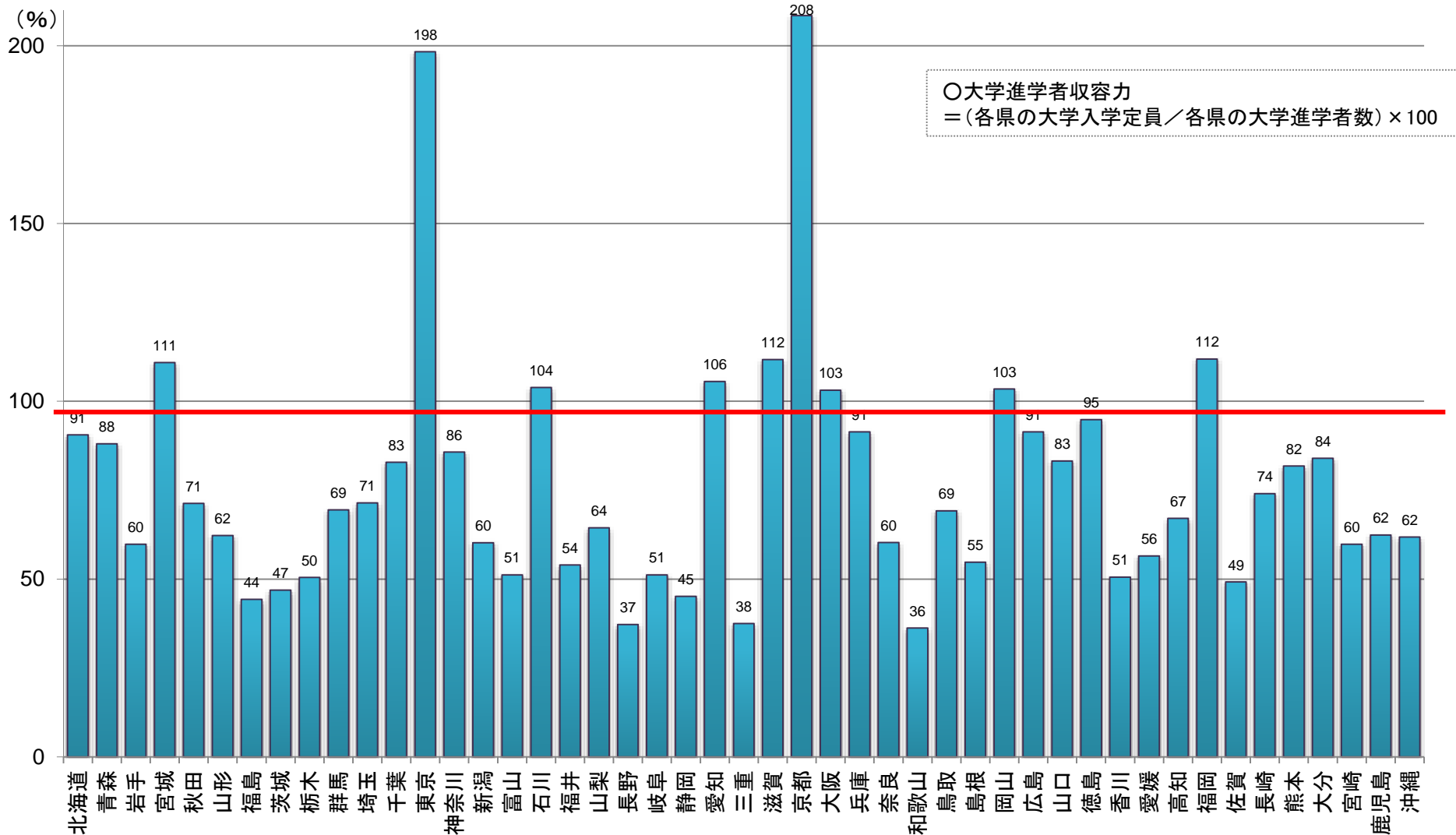
○ 平成28年度の都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学、専門学校への進学率は、京都(79.8%)が最も高く、青森(57.8%)が最も低い。
 京都と青森では22.0ポイントの差。



出典: 文部科学省「学校基本統計(平成28年度版)」

都道府県別大学進学者収容力(平成27年度)

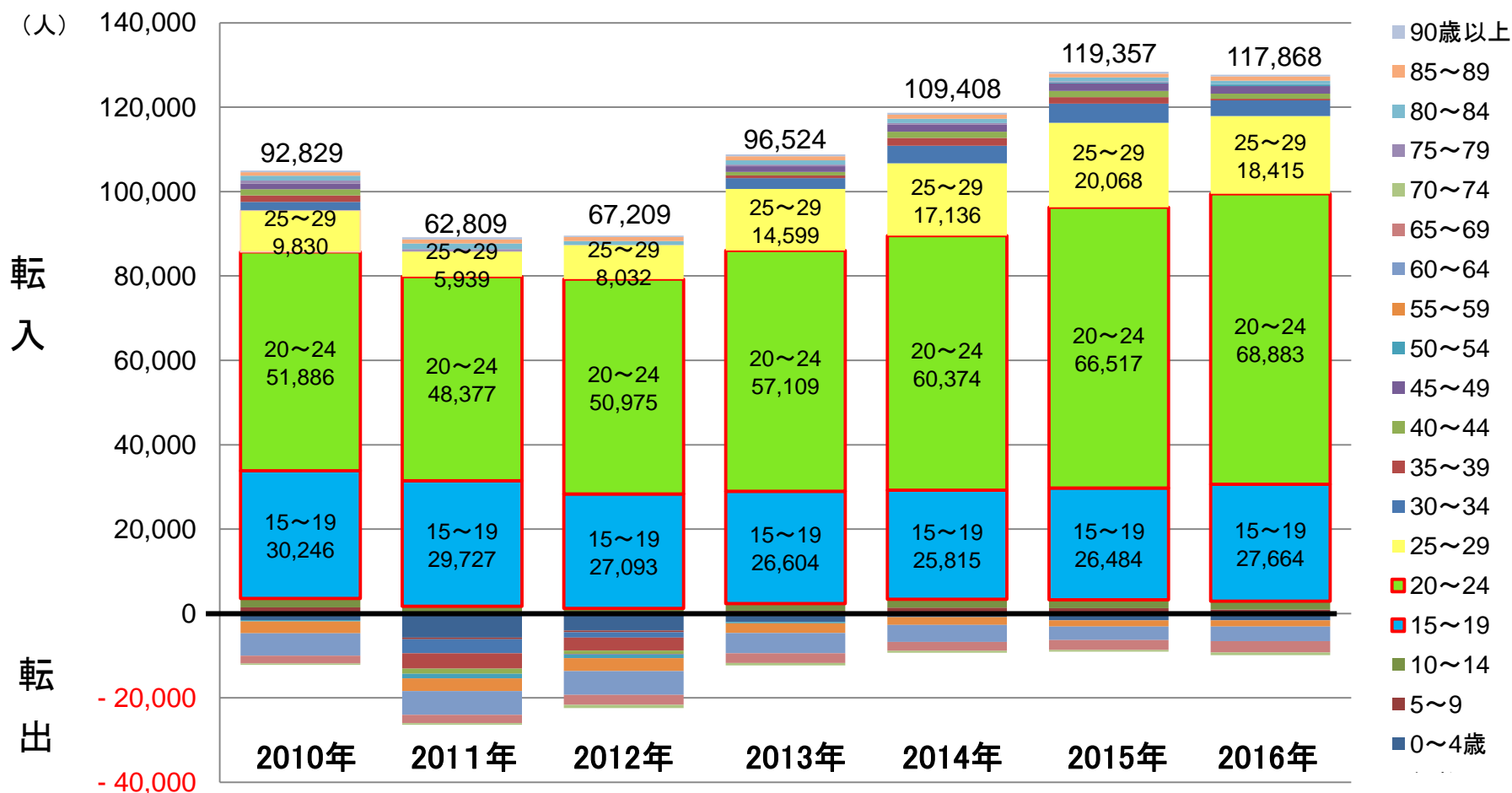
○ 東京都及び京都府の大学進学者収容力が約200%と突出している一方、50%に満たない県も存在している。



【出典】○大学入学定員数…文部科学省調べ ○大学進学者数…文部科学省「学校基本統計(平成27年度)」

東京圏への年齢階層別転入超過数

- 東京圏への転入超過数の大半は20～24歳、15～19歳が占めており、大卒後就職時、大学進学時の転入が考えられる。

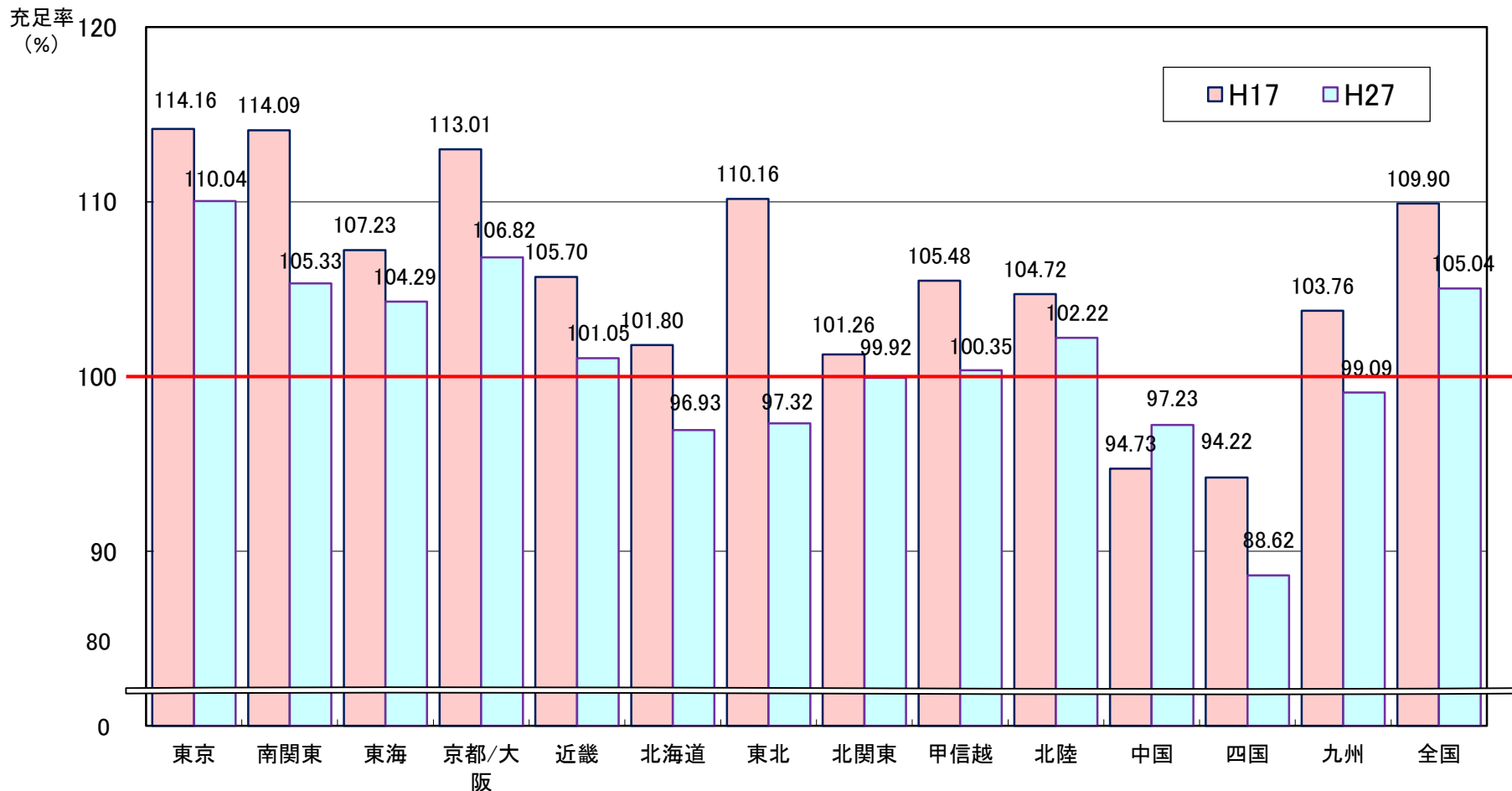


※東京圏：東京、神奈川、埼玉、千葉各都県の合計

資料出所：総務省統計局住民基本台帳人口移動報告（2010年—2016年）

地域別の入学定員充足率の推移(私立大学)

○地域別の私立大学の入学定員充足率は、平成17年から平成27年にかけて全国的に減少傾向であり、100%に満たない地域もある。



(地域区分)

東京：東京、南関東：埼玉・千葉・神奈川、東海：岐阜・静岡・愛知・三重、京都/大阪：京都・大阪、近畿：滋賀・兵庫・奈良・和歌山、

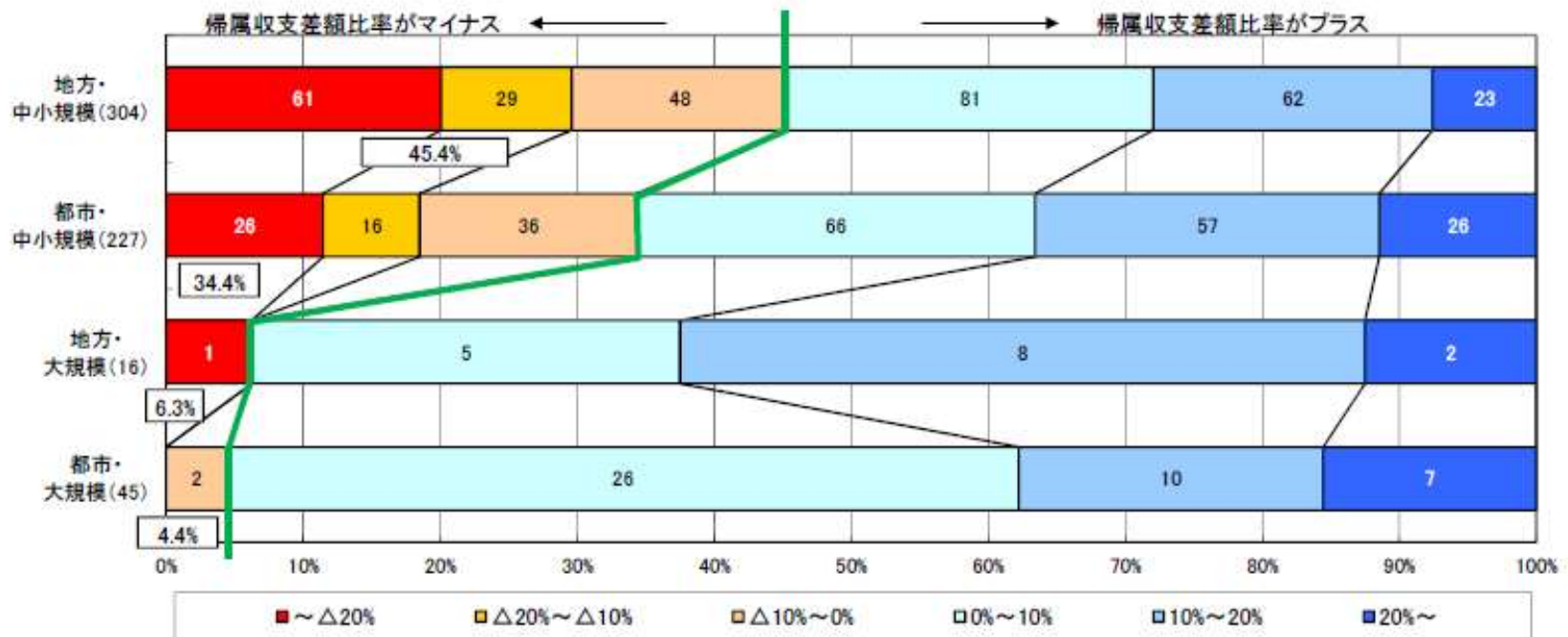
北海道：北海道、東北：青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島、北関東：茨城・栃木・群馬、甲信越：新潟・山梨・長野、

北陸：富山・石川・福井、中国：鳥取・島根・岡山・広島・山口、四国：徳島・香川・愛媛・高知、九州：福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

(日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

帰属収支差額比率の大学類型別の分布

- ① 帰属収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学で高くなっている。
- ② 一方、大規模大学では、ほとんどの大学で帰属収支差額比率がプラスとなっている。



帰属収支差額:学納金、寄付金等の自己収入から、人件費、教育研究経費等の支出(減価償却費、退職給与引当金等現金支出を伴わないものを含む)を差し引いたもの。

- ・都市:政令指定都市、東京都
- ・地方:上記以外
- ・大規模:在籍学生数が8,000人以上
- ・中小規模:在籍学生数が8,000人未満

(なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学数を示す)

※ □ は帰属収支差額比率がマイナスの割合

	大学数		学生数	
	実数(校)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
地方・中小規模	304	51.4	505,939	24.8
都市・中小規模	227	38.3	506,348	24.8
地方・大規模	16	2.7	229,792	11.3
都市・大規模	45	7.6	800,173	39.1
計	592	100.0	2,042,252	100.0

出典:日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成27年度版)」

「高等教育計画」等における規模の考え方（主なもの）

昭和46年中央教育審議会答申において、高等教育の全体規模、地域的配置などについて、長期の見通しに立った国としての計画策定の必要性が指摘された。これを受けて、昭和51年度以降、5回にわたり「高等教育計画」が策定された。そこでは、18歳人口の増減等を踏まえ、高等教育規模を想定した上で、大学等の新增設の抑制等の措置がとられた。なお、平成15年度より抑制方針が基本的に撤廃された。

	昭和50年代前期計画	昭和50年代後期計画	新高等教育計画
計画期間	昭和51-55年度	昭和56-61年度	昭和61-平成4年度
期間中の18歳人口の動向	昭和40年代の減少が下げ止まり、概ね150万人台で推移。	161万人から185万人に増加(途中、昭和59・60年度に落ち込む)。	185万人から205万人に増加。
進学率の考え方	[大学・短大・高専の進学率] 昭和50年度の38.3%に対し、55年度に40.3%を想定。	[大学・短大の進学率] 昭和54年度の37.9%に対し、昭和61年度に37%を見込む。	[大学・短大・高専の進学率] 昭和58年度の35.6%の水準を、18歳人口がピークに達する平成4年度でも維持。
定員の取扱いの方針	○入学定員を2.9万人増(進学者数は3.2万人の増)。	○入学定員を3.4万人程度の増(実員では4万人程度の増)。	○18歳人口の大幅な増減に対処するため、恒常的定員を4.2万増とともに、臨時的定員を4.4万増。
地域別の考え方	○大都市の大学等の新增設を抑制。 ○地域配置の不均衡の是正を図るため、全国を8ブロックに分けて、昭和55年度における一応の目途を示す。	○大都市の大学等の新增設を抑制。 ○地域配置の適正化を進めるため、全国を8ブロックに分けた整備の目途(試算)を示す。	○大都市の大学等の新增設を抑制。 ○地域配置の適正化を図る方針を維持し、全国を13ブロックに分けた定員増の目途を示す。
分野別の考え方	計画規模・地方配置等の指標に従いつつ、 ①医師、歯科医師、看護婦その他の医療技術者、教員養成 ②新しい学問分野や研究者養成等に係る将来の需要に応えるものは計画的に整備。	○複雑、高度化し、かつ国際化した社会の要請に対応する積極的な大学教育の改善や人材養成が特に必要な分野等に留意して整備。 ○医師、歯科医師の養成は整備が概ね達成されたため拡充は予定しない。	○教育研究上の必要性や、社会的要請の変化等に適切に対応(「看護婦その他医療技術者の養成等」等が設置審で決定)。 ○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない。

「高等教育計画」等における規模の考え方（主なもの）

	平成5年度以降の高等教育の計画的整備	平成12年度以降の高等教育の将来構想	我が国の高等教育の将来像
計画期間	平成5-12年度	平成12-16年度	平成17年度-
期間中の18歳人口の動向	198万人から151万人に減少。	151万人から141万人に減少。	137万人から減少。
進学率の考え方	[大学・短大・高専の進学率] 平成12年度について、ケース1(40.0%)、同2(41.2%)、同3(42.2%)の3つを想定し、当面ケース1を念頭。	[大学・短大の進学率] (平成11年度の臨時的定員の5割程度を恒常的定員化する場合)平成11年度の進学率(48.4%)の水準は平成16年度にも下回らないと試算。	18歳人口に対する進学率の指標としての有用性は減少。「高等教育計画の策定と各種規制」から「将来像の提示と政策誘導」に移行。
定員の取扱いの方針	○大学等の新增設は原則抑制の方針。 ○臨時的定員は定められた期限の到来による解消が原則。なお、平成5年度以降の状況を踏まえ、適切な審査を行うことについて検討が必要。	○大学の全体規模は基本的に抑制的に対応。 ○臨時的定員を段階的に解消する一方、平成11年度の規模の5割程度を恒常的定員化することを認める。	○平成15年度より、抑制方針を基本的に撤廃したことに伴って、設置基準に定める大学としての要件を満たすものは、原則これを認める準則主義に転換。
地域別の考え方	○大都市の大学等の新增設を抑制。ただし、三大都市圏以外の政令指定都市は地域制限を設けない。	○大都市の大学等の抑制を継続。ただし、一定の弾力化を図る。	○平成15年度より、大都市における抑制方針を撤廃。
分野別の考え方	○情報関係、社会福祉関係、医療技術関係などの分野へのニーズ、国際化社会の発展や先端科学技術の進展に伴う教育研究の推進が必要。 ○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない。看護職員は整備を図る必要。	○時代の変化に即応するためには、極めて必要性の高いものについて新增設を認めることも必要。 ○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない。	○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の抑制は維持。(教員の抑制は、17年度の申請から撤廃)

「我が国の高等教育の将来像」

＜中央教育審議会 平成17年(2005年)答申より＞

趣旨

中長期的(平成17(2005)年以降, 平成27(2015)年～平成32(2020)年頃まで)に想定される我が国の高等教育の将来像(言わば「グランドデザイン」とも呼ぶべきもの)と, その内容の実現に向けて取り組むべき施策を示す。

将来像の主な内容

I: 高等教育の量的変化の動向

- 平成19(2007)年には大学・短大の収容力(入学者数÷志願者数)が100%に (従来の試算より2年前倒し)。
- 全体規模の面のみからすると, 高等教育の量的側面での需要はほぼ充足。→ ユニバーサル段階の高等教育が既に実現しつつある。
- 今後は, 分野や水準の面においても, 誰もがいつでも自らの選択で学ぶことのできる高等教育の整備(「ユニバーサル・アクセス」の実現)が重要な課題。
- 経営状況の悪化した機関への対応策の検討が必要。

II: 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

- 新時代の高等教育は, 全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため, 学校種(大学・短大, 高専, 専門学校)ごとの役割・機能を踏まえた教育・研究の展開と相互の接続や連携の促進を図るとともに, 各学校ごとの個性・特色を一層明確化する方向。
- 各大学は, 自らの選択により, 緩やかに機能別に分化(個性・特色の表れ)。

①世界的研究・教育拠点, ②高度専門職業人養成, ③幅広い職業人養成, ④総合的教養教育, ⑤特定の専門的分野(芸術, 体育等)の教育・研究, ⑥地域の生涯学習機会の拠点, ⑦社会貢献機能(地域貢献, 産学官連携, 国際交流等)等

基本的考え方

- 21世紀は「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代
 - ▶ 高等教育は, 個人的人格形成上も国家戦略上も極めて重要。
- 国の高等教育システムや高等教育政策そのものの総合力が問われる時代
 - ▶ 国は, 将来にわたって高等教育に責任を負うべき。
- 「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行

III: 高等教育の質の保障

IV: 高等教育機関の在り方

V: 高等教育の発展を目指した社会の役割

- 高等教育への公的支出を欧米諸国並みに近づけていくよう, 最大限の努力が必要。
その際, 厳しい財政状況や高等教育への社会の負託をも踏まえつつ, 国民(=納税者)の理解を得られるよう説明責任を十分果たしていく必要。
- 今後の財政的支援は, 国内的・国際的な競争的環境の中で, 各高等教育機関が持つ多様な機能(個性・特色)に応じた形に移行。
機関補助と個人補助の適切なバランス
基盤的経費助成と競争的資源配分の有効な組み合わせ

多様な機能に応じた多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築

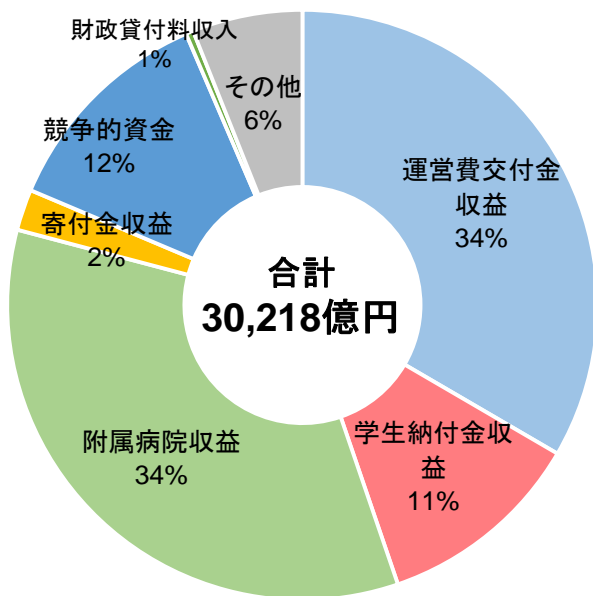
→ 国公私の特色ある発展、質の高い教育・研究に向けた適切な競争

- 国, 地方公共団体や産業界等を含めた社会全体での取組の重要性。45

日本の大学の財政状況

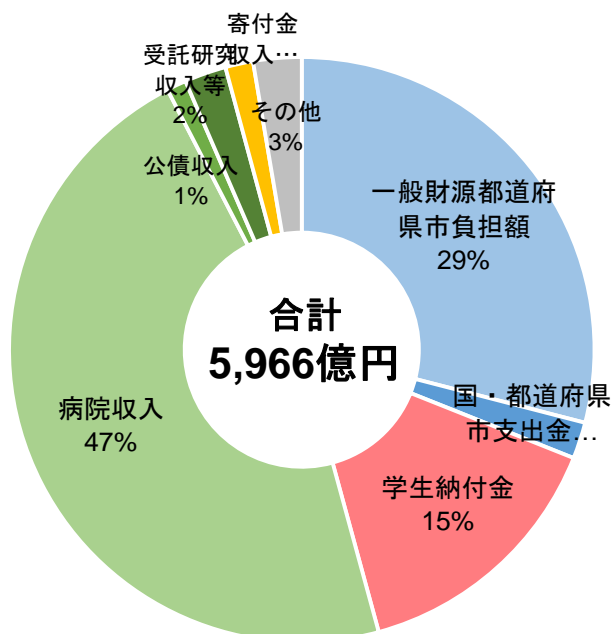
国立大学法人の収入の財源別比率は、公財政(運営費交付金, 補助金等収益の合計)が34%, 学生納付金が11%である。また, 公立大学法人の財源別比率は、公財政(一般財源都道府県市負担額, 国・都道府県市出額の合計)が31%, 学生納付金が15%である。これに対して, 私立大学(附属病院を除く)は, 学生納付金が77%を占める。

国立大学法人の収入状況(平成27年度)
(経常収益)



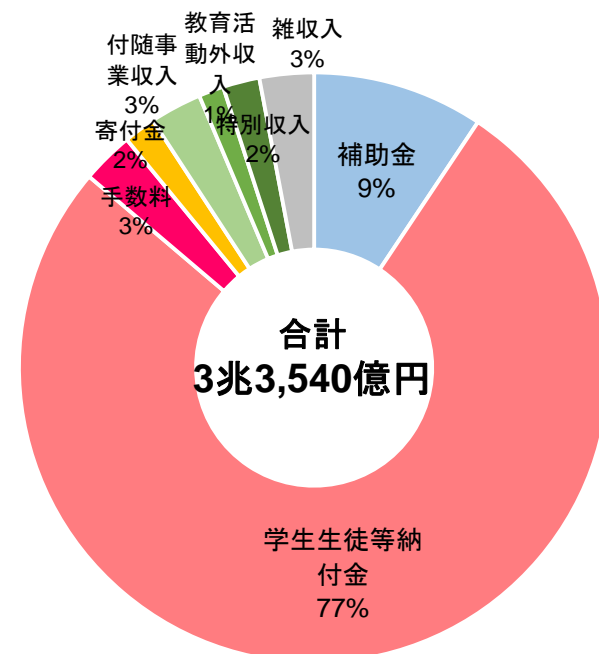
出典: 各国立大学法人の平成27事業年度の財務諸表を基に文部科学省作成

公立大学法人の収入状況(平成27年度)



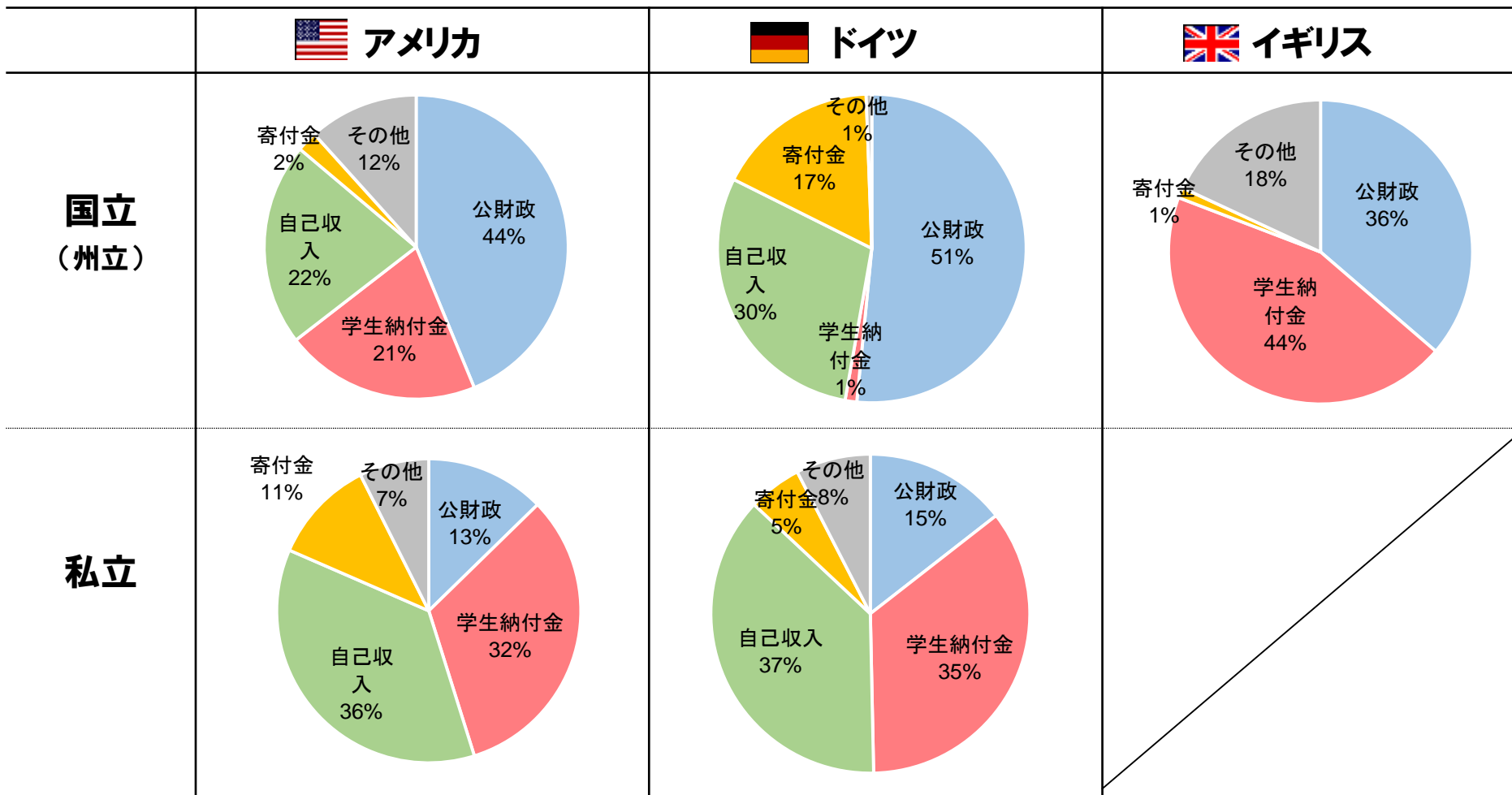
出典: 公立大学実態調査(公立大学協会)H27決算のデータを基に文部科学省作成

私立大学の収入状況(平成27年度)
(大学部門の事業活動収入)



出典: 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成28年度版)」
※ 596大学(附属病院を除く)の事業活動収支計算書を集計

主要国の大学における収入状況



連邦教育省の統計 (U.S.Department of Education, Digest of Education Statistics 2014) を元に作成。

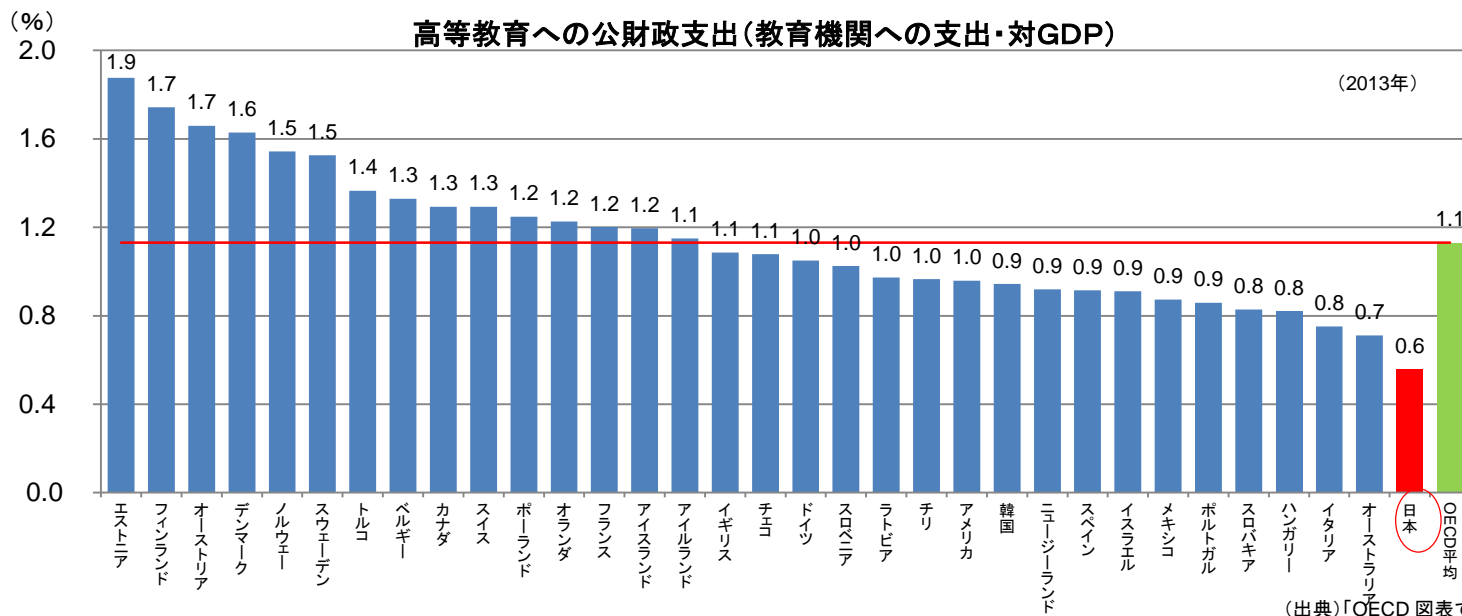
Statistisches Bundesamt: Finanzen der Hochschule, 2013 (Fachserie 11 Reihe 4.5). (連邦統計局: 高等教育機関の財政 2013年度版) を元に作成。

Higher Education Statistics Agency Limited 2015を元に作成。

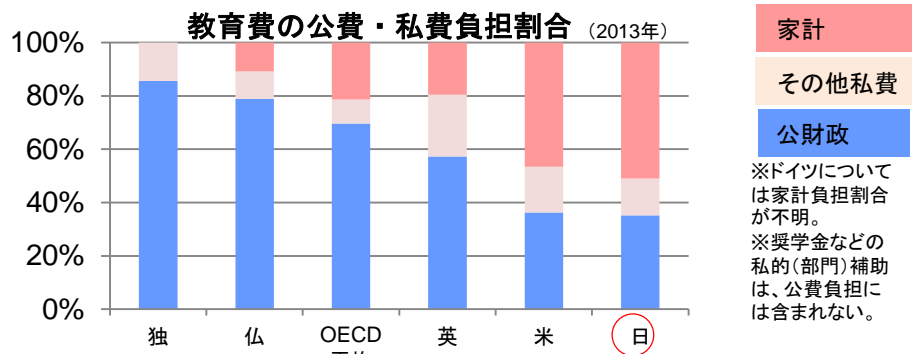
※小数点以下を四捨五入しているため合計値が100%とは限らない。

高等教育への公財政措置等に関する国際比較

■ 国の経済規模(GDP)に対して、教育機関への公財政支出は、OECD諸国の中で最低の水準であり、約半分の水準。

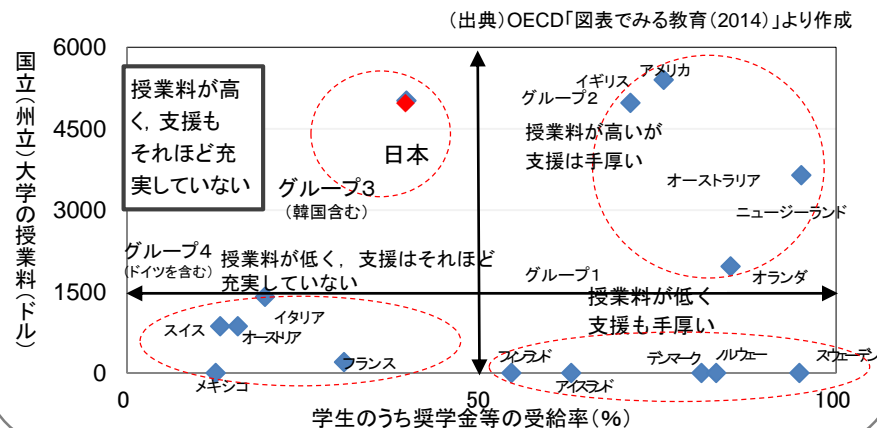


■ 日本は家計の負担割合が高い。



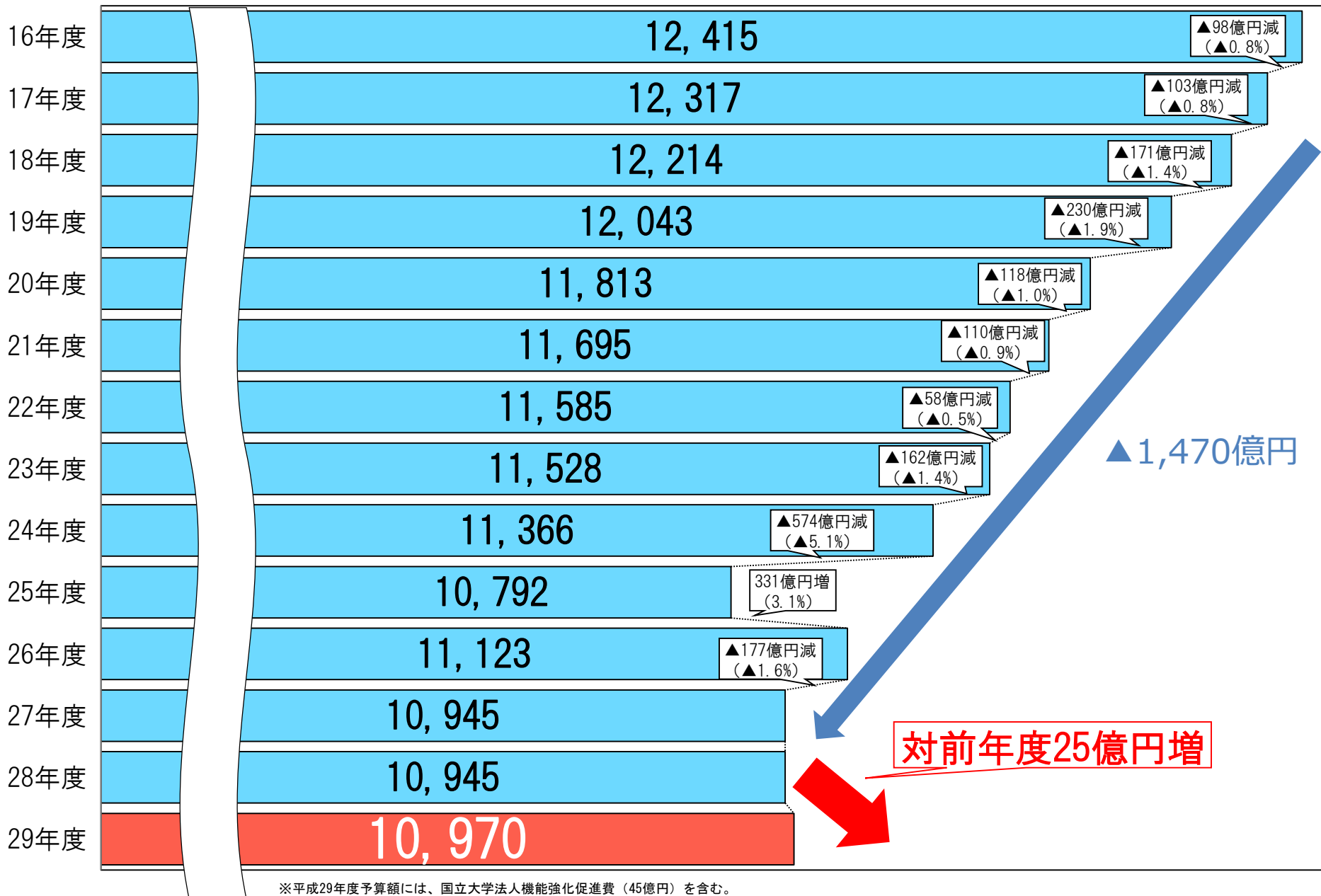
(出典)OECD「図表でみる教育(2016)」より作成

■ 日本は授業料が高く、奨学金受給率が低い。



国立大学法人運営費交付金等予算額の推移

(単位：億円)



※平成29年度予算額には、国立大学法人機能強化促進費（45億円）を含む。

私立大学等における経常的経費と経常費補助金額の推移

(単位: 億円・%)

区 分	S50年度	55年度	H5年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
経常的経費	4,892	8,818	21,359	28,849	29,426	29,786	29,691	30,052	30,449	30,516	30,977	31,580	31,773		
経常費補助金	総 額	1,007	2,605	2,656	3,313	3,281	3,249	3,218	3,222	3,209	3,188	3,175	3,184	3,153	3,153
	(伸 率)	(57.4)	(10.6)	(2.1)	(0.6)	(▲ 1.0)	(▲ 1.0)	(▲ 1.0)	(0.1)	(▲ 0.4)	(▲ 0.7)	(▲ 0.4)	0.3	(▲ 1.0)	0
	伸 額	367	250	54	20	▲ 32	▲ 32	▲ 31	4	▲ 13	▲ 22	▲ 12	9	▲ 31	0
	うち 特別補助 割合	17 (1.7)	73 (2.8)	397 (15.0)	1,109 (33.5)	1,113 (33.9)	1,113 (34.3)	1,102 (34.3)	1,102 (34.2)	398 (12.4)	394 (12.4)	393 (12.4)	422 (13.3)	441 (14.0)	451 (14.3)
補助割合	20.6	29.5	12.4	11.5	11.1	10.9	10.8	10.7	10.5	10.4	10.3	10.1	9.9		

※平成24～29年度は復興特別会計を除く。

